

第十九回国 参議院地方行政委員会會議録第四十一号

公聴会

昭和二十九年五月二十一日(金曜日)午前十時三十分開会

委員の異動

五月二十日委員田中啓一君及び酒井利雄君辞任につき、その補欠として堀末治君及び高橋進太郎君を議長において指名した。

委員長

理事

委員

内村 清次君
石村 幸作君
館 哲二君

堀 末治君
伊能 芳雄君
伊能繁次郎君
高橋進太郎君
長谷山行發君
小林 武治君
島村 軍次君
秋山 長造君
若木 勝藏君
松澤 兼人君
笹森 順造君

事務局側

常任委員
会専門員
常任委員
会専門員

福永与一郎君
伊藤 清君

公述人

大阪市長 中井 光次君
東京大学教授 杉村章三郎君

日本労働組合総評議会常任幹事 塩谷 信雄君
神奈川県議会議長 松岡 正二君
吉見 一也君

都道府県公安委員会連絡協議会代表 土井彦一郎君
全国自治体公安委員会連絡協議会代表 神宅賀寿恵君

本日の会議に付した事件

○警察法案(内閣提出、衆議院送付)
○警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(内村清次君) これより警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案につきまして、地方行政委員会の公聴会を開会いたします。

開会に当りまして、公述人として御出席下さいました各位に御挨拶を申し上げます。
本日は御多用中を繰合せこの公聴会においで下さいましたことを厚くお礼を申し上げます。御承知のごとく、現行警察法は昭和二十二年末に新しい警察法として出たものであります。今ここに警察法案として改正案を内閣は提出して参つたのでございます。本法は提出して参つたのでございまして、本法律案が提出せられるや、各方面より多大の関心が寄せられておりまして、本委員会といたしまして、その重要性に鑑みまして、公聴会を開催しました。

て、国民の各方面からの忌憚のない御意見を拝聴することになりました次第でございます。どうか腹藏のない御意見を聞くことが出来ますようにお願いをいたしたいのでございまして。各位お一人の公述時間は三十分程度にお願いをいたしたいと思ひます。公述は求められませんでしたこと以外には耳にないようをお願いをいたします。又公述が皆終了しました後、委員各位から質疑がございまして、御遠慮なくお答えを頂きたいと思ひます。

これから始めることにいたします。先ず全国市長会代表、大阪市長中井光次君。

○公述人(中井光次君) 私は只今御紹介にあずかりました全国市長会会長、大阪市長の中井光次でございます。本委員会におきまして警察法案に対する所見の一端を申述べ得る機会を得ましたことを衷心より御礼を申し上げる次第でございます。

都市は自治体警察発足以来六年、困難な条件の下にありながら、民主警察の育成につとめ、而も人権の尊重と秩序の維持に遺憾なきを期して参りました。然るに、政府は今回都市警察を全廃して、府県一本化の、而も過度の中央集権を企てた改革案を提案するに至つたのであります。ここに於いて私は、都市自治の擁護と、警察民主化の立場からこの法案の大幅修正を強く要望して参つたのであります。衆議院においては、原案に對しまして人事権の中央集権化に對する或る程度の緩和が行われたのであります。都市警察については、五大市に一年を限る存続を認めたのみで、原則として都市警察の全面廃止と相成つた次第であります。我々が強く要望いたしましたところの、過去六年の実績を顧みて、能力ある都市に都市警察を認め、将来の警察制度はこれを中核として民主警察の育成を図るという主張は、全然顧みられなかつたのであります。私は何故に今日の事態に立至つたかを反省しつつ、この機会に今一度都市警察存置についての私どもの所見を申し上げ、皆さの御審議の御参考に資したいと存ずるのであります。

警察制度改革の方向をいたしましては、能率と責任の明確化の要請があるといはしめても、地方自治の本旨を損うものであつてはならないと存ずるのであります。もとより国及び地方行政におきましては、警察行政も又他の行政分野とひとしく国家的要請に應えなければならぬことは勿論であります。この国家的要請は特に最近政府によつて破壊活動に對する治安対策として強調されてゐるのであります。而もこの要請に對し、見方によれば戦前よりも更に権力的な警察制度をもつて対処しようとしておられますが、専ら警察の権力化のみによつては、その目的は達成されないものであります。市民に親しまれ、市民の心からなる協力が得られる警察制度にして初めて治安の確保が期待されるのであります。我々が都市自治体警察の存続を強く要請する理由もここにあります。都市警察に十分な自主性を与え、国が真に必要な限度において指導監督権を握ることによつてこそ、今日民主国家の最大の課題である地方自治と国家的要請の調和という目的が達成せられると信ずるのであります。私どもはこのように警察制度の主体が飽くまで自治警察になければならないと考えるものであります。が、次に、それでは警察と地方自治とが都市行政におきまして如何に密接な結びつきの下に運営されておられ、又されなければならないかということ、二、三申述べたいと思ひるのであります。

大阪警察についてみまするに、犯人の捜査、逮捕、暴動対策等に関する司法警察と、交通、風紀の取締り、並びに防犯等を内容とする行政警察の事務量を比較すれば、司法警察が全体の三〇%弱であるのに対し、行政警察が七〇%強を占めております。このことは警察行政と一般行政との深い繋がりを見せるものであります。換言しますれば、警察の日々の運営は、住民生活に直結した公衆衛生、道路行政、青少年の輔導等の一般市政と有機的に極めて密接な結びつきを持つてゐるのであります。従つて都市警察は市政と一体化することによつて総合的に能率化されるのであります。例えば旅館、劇場、浴場等の取締りは警察、衛生両当局の指導取締りの協力によつて、初めて衛生上にも、保安に關しても能率が上がることとなり、市民は安心して生活がで

きるのであります。又食品衛生に例をとつても然りでありまして、一件の中事事件の処理にいたしまして、警察署と保健所、或いは区役所の地道な協力、精神的結合によつて行政の能率を高めておるのであります。更に道路の管理と交通取締りにおける土木、交通両局と警察の協力、災害時における警察の協力など、都市警察にして初めて達成できる成果でありまして、これが分離により一般市政並びに警察行政に及ぼす損失は測り知れないものがあります。これが府県警察になるとどうであるかと申しますと、府県も同じく法制上の自治体なのであります。その沿革と伝統から見まして、官治的色彩が濃くはならず、その行方事務の内容は住民に接触の多い監督行政や区の委任事務が極めて多いのが実情であります。従つてその性格は権力的であり、官僚的でありまして、この権力的な面も官僚的な府県に警察を一本化する事は、必要以上に権力化する危険が多いと言わざるを得ないのであります。従ひまして、現行警察制度が国警、自警の二本建であり、而も自治体警察には規模能力において独立の単位とするに余りに弱小なもので含んでおることの弊害は認めなければなりません。府県警察はこの都市警察の補充的或いは並行的なものとしての認められるべきものであらうと存するのであります。

都市警察が以上述べましたように地方自治の本旨にかなひ、且つ警察の民主化に役立つとしても、それだけで果して近代国家の要請する警察の能率化、合理化はどうかという御懸念もあらうかと存じますので、この点に

ついて若干の見解を申述べたいと存じます。

第一に、都市の区域の問題であります。府県警察に賛成する根拠として、今日犯罪は市域を越えて自由に行われている。市域はもはや警察単位として狭きに失すると言つて言われまゝです。併しながら結論的に申しますならば、犯罪は市域のみに限らず府県の区域をも無視して行われているのであります。問題は、例を大阪にとりますれば、大阪市から十分乃至三、四十分で兵庫県に入り、京都市に入るといふ都市発達の事態にあるのであります。それから、これに対しては府県の区域を以てしても応じきれぬものではないのであります。統計によりましても、例えば大阪市内の犯罪被害者中二〇％が市域外の居住者になつておられるが、そのうち府下居住者は約半数の一〇％であつて、残りの一〇％は他府県在住者であります。都市警察は、周辺部との連繫も勿論必要ではあります。全国都市との、或いは他府県との密接な連繫こそ必要なのであります。都市警察は、現にこの問題を通信、鑑識施設の整備、周辺都市との応援協定の締結、或いは又全国都市との連繫等によつて技術的に解決しつつあるのであります。

次は都市警察の規模能力についてであります。都市警察が全国警備力の約六割を占めているという事実は、現実において都市警察が現行警察の中核を成していることを如実に示すものであります。然るに、都市には警察維持の能力が十分でないという意見があります。かかる批判を生じた主な理由は都市財政の窮迫に基くものであり、それ

は地方財政制度が確立していないといふことに其の原因があると言わざるを得ないのであります。

警察の規模能力の観点から、小規模の都市には自治警の廃止を認めることも止むを得ないといはしめても、全部の都市警察を廃止する理由は理解しがたいのであります。例えば多くの有力な都市について申しますと、人口のことは申すに及ばず、警察職員数を例にとりましても、五大市はいずれも三千乃至八千の職員を擁し、最も有力な府県に比較してもはるかにまさるものが多いのであります。他面最も定員の少ない県におきましては、約六百五十二名という警察職員でありますから、札幌市の市警とはほぼ同人数で、都市警察でこれ以上の規模のものは五大市を除いてもなお六つの市を数えるのであります。

最後に、都市警察の能率と経費節約の点についてであります。例えば犯罪の検挙率について見ましても、現在の都市警察の成績は次第に向上し、決して悪いものではありません。これを府県警察に統合しても必ずしも成績の向上を期待し得るとは断じられないのであります。都市警察が府県警察に統合すれば、各種施設の重複が省け、経費が節約できるという主張もありませんが、これは施設運営の実情を無視した議論であつて、通信、教育、鑑識施設等いづれも現在殆んどフルに使用されておられ、むしろ不足しているものでありますから、統合によつて整理節約できる範囲は極く例外的なのであります。

当であるばかりではなく、警察の能率化、行政の経済化という要請にも応え得るものであることが御了解願えるかと存するのであります。

併し警察制度改革の問題につきましましては、政府のみならず学界、世論も多大の関心を払つておられますが、昨年十月政府の地方制度調査会が行ないました当面改革を要する事項に関する答申におきましては、一年有余に亘る審議の結論として警察の府県一本化と併せて十分の規模能力ある大都市警察の存置を認めたことは御承知のこととであります。言論機関も殆んど一致して警察の中央集権化、政党化、官僚化を戒めており、いやくも地方自治の存立を認めるならば、その中央集権的統制には憲法上の限度があるとなし、或いは一部の自治警に弊害があるからといつて、角を矯めて牛を殺すとき改革はなすべきでないとして、警察制度と地方自治との関係を強調する立場に立つての反対が強いのであります。

学者の意見を見ましても、大都市や大都市では治安維持の能力について何ら心配は要らないから、これを存続すべきであるとするもの、警察単位を異にすることから生ずる不便は府県警察相互の間についても言えることであるから、それが直ちに都市警察否認の強い理由になるとは思えないなどの意見が多いのであります。世論調査等に現れたところによりましても、都市警察を存置すべしという意見が圧倒的に多数を占めております。

信するものであります。衆議院におかれて政府原案に対し、若干の修正は行われましても、今日まで極めて困難な状況の下に都市の自治体警察を守り育てて参つた全国都市の熱烈な要望が容れられなかつたことは甚だ残念に思ふものであります。本委員会におかれましては、何とぞ慎重に御審議を賜り、都市警察存置について格別の御配慮を頂きますようお願い申し上げます。

○委員長(内村清次君) 次に、東京大学教授杉村章三郎君。

○公述人(杉村章三郎君) 私は只今議題に供せられております警察法案が目指しております府県警察一本建の警察が、従来の国家地方警察及び自治警察二本建の制度よりも民主的で又強力且つ能率的であり、講和後の現在の治安事態に処するにふさわしいものであるかどうかというような、いわば政策的な見解を申上げるのではなくして、多年地方自治制度を研究しております一個の学究といたしまして、平素考へております地方自治の理念から申しまして、この法案がどのような理論上の欠陥を包蔵しているかを申上げるにとどめたいと存じます。従つて以下私の申し上げんとすることは、或いは抽象的な議論に終始するかも知れませんので、結論を先に申上げるならば、次のようになると思ひます。

うことであります。それは即ち地方自治法を改正しまして、府県の完全自治体たる性格を変更すること、少くとも昨年の地方制度調査会の結論にもありますように、府県の国家的性格というものをもう少し強く改めなければならぬのではないかと、こういうふうに考えている次第でございます。これは一応結論として前に申上げておく次第であります。現行の警察法は昭和二十二年占領初期の時期におきまして、司令部の書簡に基いて制定されたものでありまして、いわば占領の申し子の最たるものの一つであるということは言うまでもありません。併しそれは世界にも稀な中央集権的な制度でありました我が国の警察を、一挙にして多数の市町村自治体警察に寸断しまして、人口五千未満の町村の警察、即ちいわば片田舎の警察だけを国家に移すという非常に思い切つた改革であつたのであります。司令部が行政にかような態度をとつたかと申しますと、これは日本の警察の言わば治安能力というものを削減して、日本の国力を弱めようとする意向があつたかも知れないのであります。でありますから、占領政策の是正というところにおきましては、警察制度にとつてはまさに行われて然るべきことであるかも知れないのであります。併しこの場合に考へてみなければならぬことは、当時のいさゝな改革がただ警察制度だけを目標として行われたものでないかということでありまして、その背後には地方自治一般の考え方が潜んでおるものでありまして、警察法の前文におきまして、日本国憲法の精神に従ひ、地方自治の真義を推進する観点からこの法律を制定すると言つて

であります。それでありまして、憲法や地方自治法をそのまゝにして置いて警察法だけの改正を行うというならば、これはやはり憲法なり地方自治法の精神に副うものでなければならぬわけでありまして、朝鮮事変以来警察法に対して二回は重要な改正が行われましたことは皆様も御承知のことと思ひます。それは昭和二十六年六月に町村警察に対して、その警察権を放棄するということを内容とした改正、それから第二回は昭和二十七年八月の改正でありまして、これは内閣総理大臣に対して公安委員会に対して指示する権能を認めたのを中心とした改正でありました。これらの改正は非常に重要な改正でありますけれども、併し現行法の建前を崩さない範圍におきましての改正であつたので、いわば現行制度の枠内における改正であつたわけでありまして、これに反して今回の改正法案は、現行法の建前を根本的に覆すものであります。この法案が合理的なものであるために、憲法及び地方自治法の精神に反しないということが要件となるわけでありまして、で、それでは憲法の精神に副ひ、或いは地方自治の真義を推進するということはどういふ意味であるか。これは私くたゞしく申すまでもありません。又ここに堅苦しい議論をするつもりもありませんので、一切それを抜きにいたしまして、私は憲法及び地方自治法の精神は都道府県と言わず市町村と言わず、地方団体はそれ／＼の固有事務を民主的に構成された自己の組織を以てそれ／＼の住民の税金で処理する、こういうこと

であらうかと思ひます。この精神を貫徹するために終戦後今まで国と府県、市町村との間における行政事務についての再配分を行い、三段階の団体の行政事務、行政責任を明確にしようという努力がなされたことでありました。又同様の趣旨から、終戦前におきましては半自治的な自治体でありましたところの府県も、完全自治体としてその存在を認められるようになったわけでありまして、又地方自治法の第二条におきまして、地方団体の担任すべき行政事務の範圍もほぼ明確にせられたのであります。警察事務について申しますならば、地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全を保持すること、という警察本来の目的が地方団体の事務のこの地方自治法における例示規定の真先に掲げられておるのであります。更に地方自治法におきましては、府県及び市町村はそれ／＼条例を制定する権能を持っております。その条例に対しては二年以下の懲役、十万円以下の罰金を科することができるといふことになっておまして、従つてこの罰則違反を予防する警察事務といふものはどんな山村漁村でも持ち得ることになつておるのであります。でありますから、事務配分の見地から申しますならば、現行警察法が市町村自治体警察を以て第一義的のものとしたのは、警察事務を一応地方団体の事務とし、又市町村を基礎的な地方団体と考えた結果でありまして、その実績のよしあしは別として、制度自体としましては不合理なものとは考えられな

いわけでありまして、以上のような概論的なことを前提といたしまして、今回の警察法案の内容

を検討いたしてみますと、この法案におきましては、従来の国家地方警察と市町村自治体警察の二本建の警察を廃して、これを都道府県警察に一本化しておるのであります。法案に言うところの府県警察というものが正確な意味における府県自治体警察であるならば、国家警察を廃止して自治体警察で貫いておるのでありますから、或る意味では自治権の尊重と言へないことでもないのではないかと、問題に言ひます。府県警察が自治体警察であるかどうかという点に存するわけでありまして、この問題こそが本法案の基礎に横わる最大の問題と言わなければなりません。私は従ひましてこの点に焦点を絞つてお話をいたしてみたいと思ひます。

先ず政府の提案の理由の説明によりますと、府県警察は第一に知事の所轄の下に府県公安委員会が全面的にこれを管理するといふこと、第二に、その職員は原則として地方公務員の身分を有するといふこと、第三には、府県警察の組織や職員の人事管理その他行政管理事項は、いずれも府県条例を以て定められ、警察は議会の審議を通じて住民の批判の矢面に立つておるといふこと、第四に、府県警察の経費は原則として府県の負担であること、などの理由によりまして、これは自治体警察である、こういうふうに言つておるわけでありまして、併しちよつと申上げておきたいことは、法文には自治体警察といふことは書いてありません。旧法では自治体警察というのには明瞭に章の名前に出ておつたわけでありまして、併し試みにこれと反対にこの法案に言うところの府県警察がどのような国家警察とが公務員法の規定によつてできない

挙げてみますと、第一に府県警察の実権を握つておる警察隊長である警察本部長は、国務大臣を以て長とする国家公安委員会が府県公安委員会の同意を得て任免することになつております。政府原案は警視總監は総理大臣、警察本部長は警察庁長官が任免することになつております。第二点は、警視正以上の幹部職員は国家公務員であるといふことでありまして、それから第三は、国の公安にかかる事項につきまして、府県警察の全体が警察庁長官及び管区局長の指揮監督を受けるということでありまして、それから第四に、府県警察の職員も警察吏員とは言いませんで、警察官といふ名称で統一してありまして、その階級も法律で細かく規定してあります。こういつたような点が目に付くわけでありまして、こういうふうに政府のほうで説明しております。

この自治体警察たる面と、私が今申し上げました国家警察的な面の双方を比較して見まして、いずれに重点があるか、こういうことを考へて見ますと、まあ警察作用の本質から来ることでありますけれども、警察作用といふものはこれはほかの行政と違ひまして上命下従と言ひますか、そういうような軍隊組織の組織によつて切つて運営せらるるようになっております。従ひまして、そういうことを考えますと、幹部職員に国家的色彩を帯びた新制度は国家警察の性格を帯びざるを得ないのであります。殊に警察職員は国家公務員の身分を持つておりますものでも、或いは地方公務員の身分を持つておりますものでも、職員団体すら結成することが公務員法の規定によつてできない

現状になっております。従いまして、地方公務員たる警察職員の上官に対する発言力というものは非常に弱体とならざるを得ないものではないかというふうに思われるのであります。

こういふふうに見て参りますと、改正法案による府県警察というものは形式はとにかくとして、国家警察の実体を持つものと言わざるを得なくなるのであります。従いまして、府県は原則として自分の経費で国家の警察を賄うというふうなことになるのであります。終戦前の警察制度の復活を思わしめるものがあります。又憲法や地方自治法の認める地方自治の原則や事務配分の原理から見ますれば、かなり不合理なものとなつて来るのではないかとこのように考へるのであります。

二、三日前の新聞に、大都市警察に対してつた警察法案の処置が生殺しの警察であるというふうに出ていてありますが、これはむしろ生殺しの府県を作つたというふうなことも言えるのではないかとこのように考へるのであります。

なお私の点も一つ疑問としておきますところは、警察庁における警察官とそれから管区警察局長に配属された警察官の性格でありまして、これらは恐らく従来の国警職員、更に本部の職員、管区本部の職員を言うのであります。ところが、これは即ち恐らく国家直属の警察隊ではなからうかと推測するのであります。或いは私の見方が間違つておるかも知れませんが、このように解しますと、政府の主張する府県警察への一元化ということとは、この点から崩れることになるのではないかと。従つて実質上は国家警察と自治体

警察のやはり二本建になるのじやないかというふうな感じがするのであります。

又この警察法案の一つの目標としておるところは、内閣の警察責任を明確化する、このことを狙つておるようでありまして、これはまあ十分に達せられておると思ふのであります。今度府県警察における責任の明確化ということはどういふふうにするか、これが問題ではなからうかと思はれるのであります。即ち府県警察プロパーに關する事項につきまして、警察本部長といふものの責任をどういふふうにして、知事なり或いは議会なりが追及することが出来るか、この問題があるといふふうな考へられるわけでありまして、まだ国家公安委員会の問題がいろいろあると思ふのでございませうけれども、私の考へて参りましたのは、そういうような府県警察の性格と、この点だけに絞つて参りましたので、この点を中心としてお話し上げたわけでありまして。

以上のような私の見解に對しましては、これは観念的であつて、現在の自治体警察は不経済、非効率であり、又警察官の分割によつて生ずる盲点といふものがこの警察の効率的な運営を傷つけている現場を知らないものであつて、このいふふうにいふは机上の空論であるといふ非難もあるでしょう。或いは本来警察作用といふものは国家的な面もあるものであつて、殊に集団犯罪や大規模に亘る知能的な犯罪が多くなつておる現状におきましては、市町村警察では到底効果的な警察運営といふものはできないといふ論難も想像されるのであります。前の非難、即ち非

能率、不経済というふうな非難といふものは、これは民主制度の一般に當てはまることでありまして、恐らくひとりの警察制度ばかりではないと思われまふし、又そういう民主的制度を能率化し、又経済化するという方法は幾らもあろうかと思ひます。後の非難、即ち警察作用の本質につきましては、これは考慮に値すると思ふのであります。警察作用のいわゆる広域行政、広域区域における行政となつて来ておるという現象は、これは地方分権の祖国とも言うべき英米両国におきましても見られるところでありまして、従つて事務配分の理想が言ひますならば、アメリカのように連邦警察たる FBI、州警察、市町村警察という三段階の警察組織があつて、それらの分野において治安を確保する、そういう組織が望ましいのでありますが、無論財政貧弱な日本の現状におきましてはそれは望むべきことではないのであります。とすれば市町村自治体警察を縮小して、客観的に見て能力のあるものをだけを残して他はすべて国家地方警察に吸収して、国家地方警察を強化するといふことも一案でありまふし。又若し治安の状況に照らして国家警察一本として行きたいといふことであるならば、府県警察というふうな中間案として、むしろ堂々と旧制度のような国家警察として府県からは若干の分担金を徴収する、或いは負担金を受け、このいふような制度にしたほうが趣旨が通るのではないかと、このいふように考へる次第であります。

いづれにしても、結論をいたしましては、先ほど申しましたように、本法案のような府県警察は完全自治体たる府県の現在の性格と相容れないものでありまして、このような案を成立させるためには、地方自治法を改正して府県の性格をそれに應ずるようになる必要がある、このいふように考へる次第であります。

これを以て私の陳述を終りたいと存じます。

○委員長(内村清次君) 次に、日本労働組合総評議会常任幹事、塩谷信雄君。

○公述人(塩谷信雄君) 総評の常任幹事塩谷信雄でございます。多少重複する点もあるかも知れませんが、なお概について申し上げます。

私は今日労働運動といふものが民主的に発展し、国家社会に貢献できるかどうかといふことは、組合自体はもとよりありますが、社会にも又大きな責任があると思ふのであります。殊にしばしば労働者に対して取締り対象として登場いたして参ります警察が民主警察としての実を持つておるかどうかといふことは大きな問題であるといふ、このいふ立場から今回の政府原案及び衆議院におきまして修正をされた法案に對しては、私も反対である、このいふことで概略その理由を申し上げます。

大義法務大臣によりまして、治安任務遂行上の能率化と責任の明確化が本法案改正の主眼だと説明をされております。表面は事理極めて当然のごとく見えるのでありますが、民主的な手段を通じて能率を上げ、民主性を失うことなしにいつも責任を明確にしておる、このいふことは容易ならざることであると思ふのであります。すでに経

験によつて御承知の通り民主的な訓練が十分身につけていないような場合には行動を民主的に推進しようとするばするほど能率を上げることは困難になる場合が多いのであります。三権分立の建前上、行政権は内閣に属するといふことから、政府が所轄事項に對して責任があることは、職務上の指揮監督をしない場合におきましても民主的運営を貫くためには必要なことであらうと存じます。従つて責任を明確にするためと稱して常に責任と同じ量の権力を政府が主張するといふことは、権力の過度集中を来たすのであります。民主主義にとつて危険なことだと思ふのであります。要するに以上の二項を貫くための本法案といふものは、角を矯めんとして牛を殺すの類でありまして、結果は割れぬない警察と化し、治安の確保に民衆の協力を得るということが困難となりまして、ファッショ的な反動警察となることは、今日我が国の迎いつつある一般社会情勢において特に指摘をしなければならぬところであると存じます。

私は昭和二十六年、自治体警察の住民決議による廃止を主要な狙いとしたしました最初の改正案公聴会におきましても反対意見を述べました。当時も今日も市町村自治体警察関係者を初めといたしまして、多くの代表が、又世論も殆んど大同小異の御主張によりまして強く反対をしたのであります。併しながらこの種公述といふものは実績が示しておりますように、結果的には殆んど無意味に等しく扱われておるのであります。特に、当時当局の御説明は、自治体警察を地域住民の意思を尊重いたしまして廃止できるように

したからといつて極く一定限度少数の廃止にとどまるであらう、こういうことはむしろ明らかであるから、自治体警察の運命を左右するなどということはないといふことを繰返し御主張になつたのであります。併しながら昭和二十三年当時千六百五の市町村自治体警察が二十六年には早くも千二十四を廃止いたしましたして、僅か五百六十となつております。二十九年一月一日現在には四百六に減少してしまつておることは、国警本部の資料によつて明らかであります。而もこの事実を踏台としたしまして、昨年は国警一本に統合改正しようとなされたのであります。私は改正案の中の総理大臣の権限、公安委員会と又都道府県警察の取扱ひ方、こういうものの等よりいたしましたして、改正後はやがて跳成事実の積み重ねの上に立ちまして、場合によりましては内務省警察復元以上のものへの一つの布石といたしまして、たとえ現在の政府の真意がどうでありましようとも、逆用される可能性といふものが強いといふことを心配いたしますのであります。

つておりまして、法案の最初に不偏不党、且つ公平中立を旨とし云々とあるのであります。が、國務大臣は多くの場合党人になつておるのであります。最も偏つた存在であると言わなければなりません。その偏つた委員長が会務を総理し、委員会を代表いたしまして、五人のうちで二人までは同一政党に所属することが出来るわけでありまして、結局五人のうちで三人までが同一政党の所屬というものを狙うことが出来る仕組であります。総理大臣は國務大臣を意のごとく任免できることは現狀のごとくでありますから、委員の任免権者であります総理に對しまして、身分保障制をつたことは破られておるのであります。又警察庁長官以下の任免には國家公安委員会が總理の承認を要することとしてありますから、併せて絶大なる権力が總理に集中することにならうかと存じます。委員会は委員長又はその代理者を含めて四人で成立し、過半数議決でありますから、出席委員が四人でも五人でありますようにとも、委員長一派を以て十分會議をリードできるわけでございます。不偏不党という立看板によりまして、而もその運営というものは大麥一党独裁に近いものでございます。民衆の目はこれによつて或いはそらされるかも知れません。そうして名前だけが民主的なません。國家公安委員会という、そういうものの手にによりまして一本となつた都道府県警察を牛耳るといたしましたならば、政党警察の弊害は誠に恐るべきものであらうと存するのであります。この道というものは我々がいつか来た道道でありまして、墮落をいたしました警務つての政党警察のサーベル時代から東

条軍閥の靈兵、そして敗戦となつてい
るのであります、ここにフアツシヨ
的な方向に道を譲ります大きな落し
穴があるということを指摘しなければ
なりません。

次は地方分権の問題であります。私は一定条件の下で、即ち日本のような民度、国情、又土地の広さ等を以ていたしましては、行政の地方分権こそ民主主義的であると考えるのであります。従つて我が国の今日の段階におきまして、市町村自治警察の廃止ということは、民主警察の芽を双葉のうちに刈取る危険を持つておると存じます。改正案は国家地方警察及び市町村自治警察を共に廃止いたしまして、都道府県警察一本としておるのであります。が、都道府県のより強い國家的な性格と警視總監、警察本部長、方面本部長、警視正以上の警察官等に対する、先に申述べました実質的な総理の任免権を併せ考えますと、その実体はまさに自警の全廃となると存じます。中央集権的な強力な権力者の下で、上命下従の關係に立ちます一本組織の警察を組織として運営して参りましたならば、時の権力者の意圖のごとくこれを驅使し得ることは自明と言わなければなりません。上役の眼色やその意向を忖度いたしまして動かなければ、腹の空いたお腹をくちくすることもできないような惨めな待遇を与えておきまして、あごで使いこなしで参りましたような、こういう状態、而も今日なお労働者として団結することもできないような仕組にしておるこの実情を併せ考えました場合には、過去の実績というものは今日もなおはつきり生きておると言わなければなりません。

次に、特別市制の多少の問題もありますけれども、いわゆる衆議院で修正いたしました五大市の自治体警察一カ年の存続という問題は、これは特に意味のないものだと思えますから、省略をいたします、

總理の権限強化と関連をいたしました。緊急事態の規定でございますが、現行法上国家非常事態の宣言は、衆議院解散の場合は参議院の緊急集会で承認を求めることができるのであります。改正案では参議院の緊急集会にかか付ないで、その後の最初の国会で承認を求めることになっております。従つてこの間国民の利害に重大な関係を持つこの宣言に基く重大な警察行動が、国会の審議を経ずに若し濫用されるといたしましたならば、誠に予測のできない結果の発生を覚悟しなければならんと存じます。政府は治安責任の重大性を殊更強調されているのであります。改正案の總則を拝見いたしました。も、現行法前文にありますが人間の尊厳を最高度に確保し云々という人間の尊厳という文字がどこにも見当たらないのであります。仮にたとえ裏付のあいまいな修飾語でありましようとも、これを掲げることができないということでは極めて重大な意味があると思うのであります。これは治安確保を要求するの余りに、警察活動において人間尊重の精神の後退することを示していると言わなければなりません。人権尊重の精神の後退することを示していると言わなければなりません。およそ治安確保の根本は人権尊重の基盤に立つた国民生活の安定向上にあるのであります。警察活動を主軸として、治安を確保せんとするこういう行き方というものは

は本末顛倒していると考えるのであります。従つて政治の動向如何ということが治安に重大な影響を与えることは申上げるまでもございません。然るに人権無視と思想統制の傾向は急速に進んでおります。他面には労働者に対して、又農民に対してその生活は、国民大多數の反対を退けまして強引に推進めております再軍備政策のこの犠牲となりまして、まさに破綻に瀕せんと存じます。このように治安紊亂の原因をあえて作り上げて、そうして治安の責任のみを強調いたしまして、権力の強化を図つていゝと考えられる節があるのであります。そうして国民全般の利害を對象とすべき公共福祉の名におきまして、或いは國家といひ、社会公共と称しまして、実は国民全般の一部であります勤勞者、勤勞者、こういう者の合法的な運動を弾圧する具に供せんとする危険性というものが多分にあると申上げなければなりません。今日日本の労働組合運動は、健全な日本の労働組合運動というものは、まさに日本の民主主義の支柱であると申上げて過言ではないと存するのであります。而も半面、共に憲法に明定をされました國民生活の安定向上という重大な政府の責任につきましては、残念ながら何ら顧みていないと申上げたと思うのであります。むしろ破壊しつつあるとさえ言わなければならんであります。こういう一方的なやり方というものは治安確保の上にむしろ重大な壁障を來たす危険な政策であると考え存するのであります。殊に本法案の実施によりまして、団結権、罷業権も与えられておらない個人といたし

ましては、極めて弱く下級警察官約三万名を狙いまして、そうして困難を極めて行政整理のはけ場を作ろうとするような行き方というものは、誠に弱肉強食に等しい措置であると申し上げなければなりません。内務官僚の大変多いと言われますが政府自由党が、過去の苦い経験を御承知でおられるのであります。然るにもかかわらず、あえてこのような悪法を制定せんとしておられるところに、今日民主主義の危機があるかと思うのであります。どうか本法案の廃案を切に期待いたしてやみません。

以上簡単に反対の理由を申し上げます。

○委員長(内村清次君) 以上を以ちまして公述人の公述は終了しました。委員のかたの御質疑を求めます。

○秋山長造君 東京大学の杉村先生にお尋ねをしたい。先ほどのお話で先ず第一の点として、現在の憲法なり、自治法なりの建前からきておる現在の警察制度を改めるためには、やはりその前提として今の憲法なり、自治法なりが考へておる地方自治の性格というものを要した上でなければ本末顛倒だ、こういうお話が第一にあつたわけであります。その点につきまして、先生の御見解として日本の地方自治の今後のあり方、又特に府県のあるべき姿というふうなものをどういうふうにお考へになつておるか、それを先ずお尋ねしたい。

○公述人(杉村三郎君) 私は府県というものは町村と共に並立する地方団体であるということと存じます。併しその権能は市町村と府県と

はそれ／＼違つた権能を与えらるべきである。こういうように一応自治体としては考へておるわけでありませう。それは府県の特長な性格、権能というものはどこに求むべきかと申しますと、これはやはり自治団体としては市町村が基礎的な自治団体である。こういう考へを持つておるから、府県の権能というものは、やはり市町村ではできないような事務で、而も自治事務として行ふべきものであることに集中せられるわけでありまして、それはいわば補完行政と、それから市町村の区域では行い得ない公域行政、或いは市町村間の調整、こういうふうな事務が府県の事務になる。そういうことと府県の自治体としての存在は意義があるのじやないか、こういうふうに考へておられます。

○秋山長造君 そこでこの地方自治行政のいろ／＼な事務の中の一つとして、警察事務という問題があるわけなんです。ありますが、この警察は市町村の事務として考へるべきものか、それとも府県の事務として考へるべきか、或いは双方の事務として考へるべきものか、こゝまで大体三つ考へ方があると思ひます。その点についてお伺ひしたい。

○公述人(杉村三郎君) 警察にもいろいろ対象がありまして、本来ならばやはりその区域における治安というものは、その市町村が先ず負担すべきものである。併し市町村の区域に外れた、又外れるような警察であれば、これは府県が担当してもいい、こういうふうな考へておられます。で、やはり双方で担当すべきことかと思ひます。併しこれはその区域が限界が非常に

にはつきりいたしませんし、又市町村みずからのところで、市町村自身で、この前の改正のように自分のところで警察を放棄する、こういう意思表示をすれば、それは市町村がそうまでしているのに、市町村にその事務を押し付けることはできないわけでありませうし、又現在も山村漁村においては警察を初めから持たしめられない。これはやはり一方においては何と申しますか、それだけの能力があるかどうかというのをやはり判定し、これは客観的に判定しなければならぬ、そういうことで現在の警察法というものは成立つておる、こういうふうにお考へておられます。

○秋山長造君 そういたしますと、地方自治という建前、現在の警察法の前文にも、地方自治の推進ということとを強く謳つておるのですが、結局地方自治の育成強化といひますか、地方自治の建前を飽くまで貫いて行こうという前提に立つ限りは、やはり改正案よりも現在の警察制度のほうが好ましい、こういうふうにお考へてよろしうございませうか。

○公述人(杉村三郎君) 私は原則としてはそういうふうにお考へております。ただ例へば治安に関する国家的犯罪というふうなものがあると思ひますが、そういう場合におきましては、やはり国家の警察というものを、警察権というものをやはり認める余地はあると思ひますけれども、現在の警察法の考へ方としてはそれでいいと思つておられます。

○秋山長造君 更にもう一つお尋ねしたいのですが、先生のお話で大体私もよくわかりましたのですが、結局警察

という事務はやはり地方自治の中の最も大きな事務の一つである、而もそれを府県が担当するか市町村が担当するかというところは、それ／＼の団体の経済力なりその他いろいろ実情によつて判断すべきものであるとお考へても私も非常にその点御同意いたすのであります。御承知のように一口に市町村といひましても、大阪だとか名古屋だとかいろいろな、いわゆる大都市という大きな地帯を抱えた、而も非常に経済的に充実した力を持つた団体、それから非常にいわゆる農山村といふような貧弱な団体とは、これはてんで桁が違つておる、むしろそういう大都市は府県と同じように考へたほうが却つて実情に即するのではないかと、こういうふうに考へられるところも少なくない。大都市問題なんかというものを考へるのだからと思ひますが、必ずしも五大都市というふうなものに限る必要はないと思ひますので、少くとも数十万というくらい人口を持つた都市で、あるいは七十万や八十万の人口を持つた小さい県あたりよりも、つと自治体としての一体制というものはあるに十分かりしているし、いろいろな面で自治警察というものを依然として守つて行くだけの実力と又ふさわしいいろ／＼な理由があると思ふ。そういう点につきまして、都市警察という問題について先生のお考へ方を一つこの際お聞かせ願ひたい。

○公述人(杉村三郎君) 私も大体同一意見でございますが、都市警察というものの、現在の都市にどの程度に警察を認めるかという政策的な問題になるのであります。これは警察方面の技術的な観測もあるものであります。が、或る程度の警察職員というものを保持しなければ、警察というものは実際に機動的に活動できないということを言われませう。これは実際さうだろうと思ひます。そういう機動力を発動し得るような警察を持ち得る都市警察といふものは一体どの程度の大きさであるか、こういう問題が前から論ぜられておるわけでありませう。或いはそれを十五万とするか二十万とするか、これは私判断ができないのであります。それならば、恐らく多くの人の期待に背かないような警察力というものができるのじやないか、こういうふうに考へておられます。

○秋山長造君 その点はいくつかりました。有難うございました。

それから最後にもう一つ先ほどの話の中になかつた点で、而も非常に重要な点でございますが、政府のほうでは治安に対する政府の責任といひますか、警察責任といひますか、そういうものを明確にするということに非常に強調しておられる、そのために本来完全な合議体であるべき国家公安委員会の委員長には、これはもう自動的に国務大臣を据えるという非常に妙なやり方を考へておられる。これによりまして、成るほどよく言えば治安責任といひますか、そういうものが或る程度維持されるでございませう。或いは或る程度でなしに政府の思い通りに維持されるであらうと思ひますけれども、併しその半面警察の最も重要な根本的な原則であります政治的中立という問

題はこれは殆んど骨抜きになる。この点について政府の言う、又この警察法案の提案説明に言う治安責任、警察責任という問題を先生はどのようにお考へになり、又こういう形で治安責任というものを政府が買つて出るべき性質のものであるかどうか。それから又別に何かいひゆる治安責任というようなものが必要であるとした場合に、どういう方法が考えられるか、これについて御意見をお伺いしたいと思います。

○公述人(杉村章三郎君) 結局政府の警察責任というものをどういうふうな方法でとるかということであり、これは権限を若し自治体警察だけにしようならば、これはその責任というものはやはりとりようがない、こういうふうな考えざるを得ないのでありますが、これは併し現在の警察法におきまして、国家地方警察をやつております関係におきまして、やはりそこに国家地方警察なりの責任というものはあると思われるのでありまして、これは担当大臣というものを設けて今までもやつておつたのでありますから、その点は現在の制度としてはその程度しかできないということは、これはまあ止むを得ないことであります。若し政府が警察責任を全体的に負いたい、こういう考えであれば、これは全体的に国家警察とするよりほかに仕方がない、こういうふうに思われます。

○秋山長造君　それで先生のお考え方は一応わかりましたのですが、もう一つお尋ねしたいのですが、大體政府のはうのいろ／＼な機会に説明しておられるところを聞きますと、やはり現在の制度は三権分立だ、警察は要するに

行政権に属すべきものであつて、だから議院内閣制度の建前として内閣が責任を持つべきものだというような論法で、結局警察責任という大原則を打ち出して、そうして当然国家公安委員長は国務大臣が担当すべきだというような論法で行つておられるように考えるのですが、大体三権分立制度だからといつて政府のおつしやるように、警察責任なり治安責任というものをそこまですで積極的に政府が買つて出なければならぬものかどうか、それがなければならぬ三権分立と言えないのかどうか、その点一つ先生の御意見をお伺いしたい。

○公述人(杉村章三郎君) 三権分立といふ言葉から警察責任を負わなければ

ならない、こういうことは一応理窟としては言えるかも知れませんが、
も、併し行政権といましてもいろいろな種類のものがあり、又いろいろなふうによつておるのであります、従つて結局何らかの形において内閣に責任が来るというところで、又何らかの形においてそれに内閣が参加しておるということではないわけでございます、まして、そう国務大臣がその事務を担当しなければ行政権が内閣にあるということの原則から反するというようなことは、これは言えないのじやないかと思ひます。それはいろいろな行政委員会制度を見ますれば、一応そこではいろいろなるものゝ決定してしまふわけですが、それはそれ自身作用としては行政

作用である、併し例えば人事院のようなものでありまして、人事院で決定することは政府では責任を負えないわけでありますが、それでやはり行政権は内閣に属する、こういうふうなその原則と別に矛盾しておらないというふう

うに考えるのでありまして、まあ國家公安委員會の場合にしまして、國務大臣が無輸入つておればそれだけ発言力が強くなる、その委員会における発言力は無論強いわけでありますけれども、併しその國務大臣は國家公安委員會の一員として行動しておるにとどまるのでありまして、その國務大臣自身のはそれは責任である、こういうようには考えられないわけでありまして、従つていろいろな方法で行政というもので行われておるので、そう簡単にすべてを内閣が自分でやらなければ責任が負えない、こういうようなことはちょっとおかしいのじやないかと、こういうふうに考えます。

○小林武治君 村杉先生に一つ伺いた
いのですが、先生は最初この法案は今
時期尙早だ、こういうことをおつしや
つておられるし、又地方自治法を變そ
うて、或いは府県の国家的性格を強くす
る、こういうようなことをおつしやつ
ておられるのでありますが、然らば果
して時期が尙早でない時が来るかどう
か、この法案でやれるときが来るかど
うか、こういうことを伺つておきたい
のであります。他のお三方の議論は極
めて明確にお聞きしたのであります
が、先生の意見は私どもも聞きする
と、極めて割切れない感じを持つてお
るのであります、その点時期尙早と
かでなくて反対かどうか、或いは私
が重ねて申上げるように、この法案が

適當となる時期が来るものかどうか、
 とういうときがその時期であるかとい
 うことを伺つておきたい。

○公述人(杉村章三郎君) 私は時期尚
 早と申ししたのは少し言葉があれか
 も知れませんが、結局とうい

時期においてこれがこういうことになり得るか、それは先ず自治法の改正を先ず先にして、それで府県とはこういう性格のものだということをきめて、そうして今度は警察法において府県に對してこういう關係にするのだ、こういうふうに定めれば、それは一応の筋が通る議論になると思います。こういったふうに思うわけであります。

○小林武治君 府県の性格につきましても、先ほどのお話では市町村と並立する自治体である、こういうことを言われておるのでありますが、この性格がそのままでも府県警察というものでよろしいものかどうか、こういうことであります。私は先ほど或いは先生がもう少し自治法を改正して、府県というものは町村とは違つた、例えば或る程度権力的と申しまするか、国家事務を多く担う団体と申しまするか、そういうふうな性格変更があつた場合には府県警察になつてもいい、こういうふうなお考えではないかと伺つたのであります。が、今お聞きすれば、さようでもないように思ふのであります。が、今の性格については我々もいろいろ意見を持つておるのであります。現行の府県の性格をあますればいい、こうすればいい、これにつきまして、今先生は府県の性格を市町村と相当変つたものにする必要があると思つておられるか、今のような並立でたいていのかどうか。それは先ほどお話のように広域

の行政とか、或いは町村地域内だけではできないろ／＼な行政、無論含みがあるものでありまするが、ここにもう一ついわれる国家事務の代行、こういうふうな性格を多く加えるべきものか、どうか。この点を伺つておきたい。

○公述人(杉村章三郎君) 私は今こ
いう警察法案ということを中心として
お話ししたので、私の意見と見ます
か、私の今までやつて参りましたこと
はむしろこれとは逆の方向でありまし
て、府県というものはいゆる自治体
としてむしろ強化されるべきものであ
る。こういう考え方を持つておるわけ
でありまして、従いまして自治体警

警察府警察にすれば、府県の本当の意味における自治体警察にすべきである。それでそういう点だけでも関係しております小さい研究会では、そういうふうな方向で府県警察ということをして主張しておりますけれども、それはこの法案における府県警察ではない、こういう意味の府県警察ではないのである。つまり、本来の意味における自治体にして、本当の意味における自治体に与えた自治事務としての警察という、そして又自己の組織によつて府県職員によつてなされる府県警察官によつてなされる警察、そういう意味に申しておるわけでありますから、府県の国家的性格ということにつきましては、実は昨年の地方制度調査会の答申というものにつきましては、私は非常驚きに疑問を持つておるのであります。ああいうふうないまいな性格では何だかわからないというふうに考えておるわけであります、むしろ私の今までやつておりました行き方というのとは、そういうふうな国家的性格の事務落であつても、府県が若し自力でできる

ことであれば、むしろ府県の事務にしてしまふ、そういうふうな考え方でおゐるわけであります。これは實際上非常難な問題でありますけれども、何と言いますか理想というものはそこへ置いて考えておるわけであります。

○小林武治君 わかりました。

○松澤兼人君 只今小林委員から御質問がありまして、この法案は時期尚早であるという御答弁でありました。そうしますと、現在の府県の性格と相容れないものである。或いは将来府県が性格を変えたならば改正警察法というものを実施するのが適当な時期である。従つて現在のままの段階においてつまり府県というものの現在ある状態及び改正警察法が現状のままであるとすれば、もう一つ先の結論は大体反対とお聞きしてよろしいでしょうか。

○公述人(杉村章三郎君) 私の大前提を御承認下さるならば、私はやはり反対であると言つてよからうと思ひます、現在のままでは。

○松澤兼人君 先ほど秋山委員との質疑応答で、都市的な警察というものはこれは存置してもいいということをおつしやつたように聞いたのであります。が、市町村全部に行き渡るような自治体警察というものは、いさ／＼財政負担の關係もあり、或いは警察というものは一定規模の實力を持たなければならぬという点からいって、市町村全部に亘る自治体警察というものは必ずしも養成ではないが、都市、まあ中都市と申しますか或いは大都市と申しますか、一定規模の都市についてはこれはこの自治体固有の事務として警察というものはあつたほうがいいというふうにお聞きしたわけでありまして、そういういたしますと、一定規模以下

のものは、大体において警察を運営して行く能力がないからこれを外して、そうして府県の自治体警察によつてこれを補つて行くほうがいい、こういうお考えでございませうか。その点……

○公述人(杉村章三郎君) 私は大体そういう今お話のような意見でございませう。

○松澤兼人君 府県と市町村の並立ということをお仰せになりました。そうすると警察もそういう意味において並立ができるのであるというふうに解釈できるわけでありませう。先ほど秋山委員の質問にお答えになりました中に、警察作用にもいろいろあるというやうなことをお聞きしたのであります。が、警察作用そのものの本質から考えまして、府県警察、勿論それは自治体警察であります、府県自治体警察として固有の事務と考えられるもの、或いは都市自治体警察として固有のものという警察作用そのものの本質において、一方は府県自治体警察に運営させる、一方は都市警察に運営させるという警察作用の本質それ自体を区別するということはできませんか。

○公述人(杉村章三郎君) 私は、本質上やはり区別はできない。やはり都市警察と府県警察を並立させるとすれば、それは地域による区別に過ぎないわけでありまして、本質的には区別できないというふうに考えております。

○伊能芳雄君 中井さんにお伺ひいたしますが、今まで府県警察或いは市町村警察という問題で大分論じ合つて来ておるのですが、現在の段階におきましては、ともかくも私どもは衆議院から送付された改正案を中心として審議しておるわけでありませう。そこで私、

一番中井さんの立場として、中井さんの立場においては是非お聞きしたいのは、衆議院修正案の中で、五大都市は府県案通り廃止するが、一年間その実施を延期する。これについては五大府県の知事並びに五大都市の市長というものは最も私は関心を持つておられると思うのです。その点について余りお触れになりませんでした。が、この一年延期するについての御見解を伺つておきたいと思ひます。

○公述人(中井光次君) 只今のお尋ねであります。が、参議院の御審議につきましては、衆議院の修正もさることながら、原案全体についていろいろ御検討もあることと考えましたのと、又且つ私は五大都市大阪の市長であると同時に、全国市長会の会長となつております関係上、全国市長会の全市長の公式な決定に基く意見を申し上げておつたやうなわけでありませう。で、これはちやうど御質問を離れて参ります。が、先ほどからも御質疑応答がございまして、全国市長会は都市自治警察を存置してほしい、これは市民と共にそういう希望を持つておるのであります。併しながらその中にはいろいろ皆様方のところに何つて、個人的な意味においてはこれを欲しないということも申した方もあらうと思ふのです。併しこれは主として財政上の理由であります。財政上の理由がこれを許すのであれば、財政的な裏付があるならば、これは全市長挙げての要望であるということを一つ御了承願つておきたいと思ひます。

それから規模の問題につきましても、いろいろこれは御研究、我々においても意見もありますし、或いは市長

会の中にも意見がございするが、これは御検討の資料は我々においても幾らでも提供いたしますから御検討を煩わしたいと存じます。これは御参考になるかどうか存じませんが、お手許に全国の都道府県と五大都市別の警察定員、犯罪発生、交通事故、人口調査等、この府県の中に入れて、御比較の便利にした表を差上げておりますから、御参考に御覧を願ひたいと存じます。なおその都市の人口とか、或いは警察力の規模等につきましては、それと第二表に、人口十五万以上の都市の警察定員、人口一〇表というのを比較して出してありますから、これを一つ御参考になりますれば仕合せと存じます。

さて、この衆議院送付の、いわゆる五大都市に自治体警察を一年間存置するという問題であります。が、これについて率直な意見を申し上げるということでありませう。これは、私は申し上げるまでもなく、衆議院においても非常な長い期間、約三十二回委員会を開催されまして討議された結果、最後にああいうことに御決定に相成つたのであります。が、先ほど申しました趣旨によりまして、趣旨を貫く意味におきましては、甚だ遺憾のことと存じます。併しながら今申上げましたやうに、長い間の衆議院における御研究、あらゆる角度からの御研究の結果であらうと思ひます。私は、私どもはその御研究と御交渉との結果に対して多大な敬意を表するものであります。然らばこれをどういうやうにということ率直に伺われたといたしますと、私は、これは一年の間にもつと慎重に研究し、もつと国の行政の行き方として私は考

問題ではなく、先ほどからもいろいろお話もございました点について、研究はいたしますが、又御研究を願ひます。が、にもなるのではないかと、これも希望いたしますが、併し、そうすると、ものが非常に混乱いたします。それから、五大都市だけに限つてこれに申し上げれば、私は一年ということになしに、これは何も無理やりに、先ほどから申し上げましたやうに六年間都市警察を各都市にやらして来て、急激に前の警察法前文を無視したやうな、単に能率と責任ということだけで警察法を改正するというやうな行き方じやなしに、この点は穏やかに皆様方において御研究のできる状態において、いずれかの御決定を願ひたい。そういうつまり一年ということ、或いは新聞などにもあります。が、いろいろの点で、即ちあつたを区切つておきます。で、移行には便利である、即ち本来の改正前の、修正前の警察法をそのまま強行するには便利である。併しながら、都市自治体警察の可否についての議論は相当ある。又いろいろの資料によつて御覧の通り實力もある。何らこう並べて見て不都合がないと私は思ひ、又不都合のある点が残る明確に指摘されたいと思ひます。から、年限を取つて頂きたい。むしろそうしていつても国会が果してこれが国家のために政治の行き方としてやることがいいんだ、先ほど杉村先生が学問的におつしやつたやうであります。が、或いは学問的ばかりでなく、実際の状況として、も、いつ如何なるときにこれを移行することがいいか、或いは変えるならば変えることがいいかということ、もつと国の行政の行き方として私は考

○伊能芳雄君 話がいろいろ又飛びま
すが、府県警察の、この法案によりき
すと、警視正以上の者は国家公務員に
なっております、本部長は勿論国家公
務員になつており、警視以下の者は全
部地方公務員という建前になつており

ますが、ほかに例がないことはないと思います。警察のようなこういう上りな制度の下において、制服で非常組織的なこういう組織の下において、国家公務員が地方公務員を指揮監督するといふような建前というものは法制として適當でありましようか、それともそういうことにについてはこだわる必要はないものでしょうか。

○公述人（杉本章三郎著）私に於ける
ようにそれは非常に異例なことだと聞いています。先ほどもちよつと触れたことでありまして、府県自治体警察自身を
国の公務員が指揮して、そしてその責任はどこへ一体行くのだらうかといふ
ようなことを考えますときに、そこに
一つのこの法案における府県警察の矛
盾というのが、法制上の矛盾といふ
ものがあるのではないかと思うのでし

ります。これは現在も府県知事に対していろ／＼な事項を委任しておる、国の事務を委任しておるわけで、その範圍において府県知事も国の機関ではあるのですけれども、これは身分が公選の知事で、府県の事務ということになつておりますから、これはただ委託を受けてやつたということにとどまるわけでありますけれども、その府県警署の中にそういう国家公務員というものが

を置いて、そしてそれが府県警察を
 するということは、これはどうも説明で
 きない、私どもの考えではちよつと

明できないと思つております。

○伊能芳雄君 有難うございました。

○委員長(内村清次君) ほかに御質問もなければ、これで午前の公聴会を終り暫時休憩いたします。

公述人のかたに申し上げます。どうも御多用中長時間おの／＼有益な公述を頂きまして誠に有難うございました。この委員会におきましては、貴重な審議の参考といたします。有難うございました。

午後零時三十分休憩

午後一時四十分開会

○委員長(内村清次君) 午前に引き続きまして、地方行政委員会の公聴会を開会いたします。

開会に当りまして、公述人として御出席下さいました各位に御挨拶を申し上げます。本日は御多用中お繰合せを願ひまして、この公聴会においで下さいましたことに對しまして、厚くお礼を申し上げます。警察法案は重要案件といたしまして、本委員会におきましては十分国民の各方面からの忌憚のない御意見を拝聴することといたしておるわけでございます。どうか腹藏のない御意見を聞くことが出来ますようにお願い申し上げます。各位お一人の公述時間は三十分程度にお願いしたいと存じます。公述は求められたこと以外には互らぬようにお願いいたします。又公述がみな終了しました後に、委員各位から質疑がございますから、御遠慮なくお答えを頂きたいと存じます。

それではこれから始めることにいたします。全国都道府県議会議長会代表 神奈川県議会議長松岡正二君。

○公述人(松岡正二君) 私、只今御紹

介にあずかりました神奈川県の議長でございます。全国都道府県議会議長会を代表いたしまして、警察法の改正案に対する我々の意見を述べてみたいと思つております。

かねてから我々は地方制度の改革に当り、なお、この問題に關しましては行政の両部門に對し、私どもの意見を主張して参つたわけでございます。特に警察制度の改革につきましては、治安という問題が地方自治の根幹に連なる問題でありますだけに、終始一貫した基本的態度を以て臨んで参つたわけでございます。即ち我々は憲法の精神に從ひまして、地方自治の真義に徹するといふ観点から、飽くまでもその民主的權威を保障すると共に、一方におきましては戦後余りにも細分化し、而も弱体化したところの警察機能の強化と能率化を図りまして、他方におきましては国民の負担を軽減し、窮迫したところの地方財政の確立を目指しまして、でき得る限り経費を節約し、その経済化を図るために現行国家地方警察と市町村自治体警察を廃止して、都道府県単位の自治体警察として一本建にするといふことを強く主張して参つたわけでございます。要するに中央集権的国家警察の危険に陥ることなく、これを極力排すると共に、警察の機能強化上自治体警察を併せ統合して、広域行政機能を有するところの都道府県単位の自治体警察を設けることが最も適当である。又このようにして初めて警察行政の能率的、経済的、合理的且つ機動的な運営が果されまして、その本来の使命を達成することが出来るゆゑであることを主張して参つたわけでござい

ます。こうした従来の基本的態度に鑑みまして、我々は今次警察法改正案の衆議院修正案に對しましては、一、二遺憾な点を除きましては、その基本的方向においては衷心から賛意を表するものであり、且つこれを支持するものでございます。

以下衆議院修正案に對しまして、我々の所信を申し上げて審議の御参考の一端に供したいと存するわけでござい

ます。第一に、衆議院修正案と私どものかねてからの主張であるところの府県自治体警察といふことの関連についてであります。御承知のように昨年地方制度調査会は地方制度の改革に關するところの答申におきまして、すでに皆様方には御存じの通り、府県の性格として府県は本来その自治事務を処理すると同時に、市町村とは異り、市町村を包括し、市町村と国との中間に位置するところの広域自治団体として国家的性格を有する事務をも処理することをその任務とする、こういう工合に規定いたしてあるわけでございます。當時私も委員をいたしておつたわけでござい

ますが、私はこの議論は當然のことと存するわけでございます。従来ともすればあいまいであつたところの府県の自治団体としての性格をはつきりさせたものとして極めて意義あるものと思つておりますが、同時にこの明確にせられ

た府県の性格によつては、公平に見て勿論警察の任務の中には、公平に見て完全な地方分権に適しないところの面があることは我々も承知いたしておるところでございます。地方自治を本旨といたしまして、併せて国家的な要請に應え、その調和を構成するところの軸をなすものが府県でありまして、府県自治体警察はこの使命に應えるためには、特に人の關係におきましてどの

ような調整をなさなければならぬかといふことが重大な本問題解決のポイントでなくてはならぬと存するものであります。然るところ政府原案が「警察本部長は、長官が国家公安委員会の意見を聞いて、任免する。」と、かようにありましたのを衆議院で修正いたしました。国家公安委員会が道府県公安委員会の同意を得て任免するといふことは、我々もいたしまして同感いたしました。我々もいたしまして、府県警察の自治体としての性格に重要な礎石を置いたものと思つております。かくしてこそ都道府県議会議長が知事の公安委員の任命に對しまして同意を与えることも大きな意義を生ずるのであります。府県警察は我々府県議會を通じて常に住民の批判と監視の下に立つわけでござい

ことを深く惧れるものでありまして、

以上警察法及びその修正案に対する

とを、従来の自治体警察廃止というよ

ということとは十分考へなければならぬ

問題だと思ひます。大都市においては相当数の警官を擁してありますので、まだ／＼そんなことはありませんが、末端の町村に参りますと、非常に面積の広い所をたか／＼一人の警官を以てしては何ともしがたいというのが実情でありますから、単なる形式的な人員整理というような問題だけでこの法案を提出すること自体が誤りであるというふうに考えます。

今申上げましたような技術的な、或いは具体的な問題もございますけれども、要は国民の警察に対する親近感というものを失わしめるような形の警察制度の改正というものは反対であるということを経後に申上げて、終りたいと思ひます。

○委員長(内村清次君) 次に、都道府県公安委員会連絡協議会代表土井彦一郎君。

○公述人(土井彦一郎君) 本日は参議院地方行政委員会の御主催の下に開かれました、警察法案は一件についての公聴会に出席いたしまして、国警側より公述人として意見を述べる機会を与えられましたことは、私どもの深く欣快をいたすところであります。

只今お手許に差上げました順序書のように、問題の種類に基きまして、次の六つの表題に分類して順次申上げたと思ひます。

第一は、大都市の治安維持の完璧を期する条件について、第二は、国家公安委員長に国務大臣を充てるの可否について、第三は、任免権問題について、第四は、管区本部の存置について、第五は、警察法案に対する学者の論議について、第六は、現在の警察官

に対する立法者の認識は正について、以上六点であります。

先ず第一の課題について申上げますと、大都市の治安維持はその衛星市町村やその周辺の地域を一つのまとまつた行政管轄内に含めて行うことによつて、警察機能と能率の見地から初めて完璧が期せられるのであります。この事実を以て立証するために、

一、二の先進国の大都市警察の過去と現在について考察して見たいと存じます。例えばロンドンの警視庁の管轄区域は現在約七百平方マイルの広大な地域に亘つておられまして、チエプリングクロスから十五マイル四方に及んでおります。そのためロンドン県のはか更に五つの県にまたがり、多くの市町村を含む大区域が一つの治安単位で警察行政が行われておるのであります。七百平方マイルと申しますと、日本の場合では大阪、京都、名古屋、神戸、横浜の五大市の面積全部を合計いたしましても六百九十平方マイルでありますから、五大市全部を合せた面積よりもなお十平方マイル広いのであります。

そうして今日のロンドン市民は市の治安の完璧さを非常に誇りたして居るやうですが、それでは当初からこんなに広大な都市警察であつたかどうか、又はこの大都市の治安は昔からこんなに完璧であつたかどうかと申しますと、決してそうではなかつたのであります。只今の一単位の大警察制度は一八二九年のビル条例によりまして創設せられたものでありまして、それまでの警察は有名な警察学の世界的学者であるレイモンド・ビ・フォスデックの著書によりまして、こういうふうに表示されております。多数の小単位の独

立した自治体がおの／＼能力の違つた警察力を持つていたものであり、そのためにロンドンの犯罪状態が各警察の相互に軋触する権限の下にますます／＼悪化するのみであつたので、その救済がどうしても必要になつたのであると申しております。かくのごとくであります。

さて、警察行政は理論ではなく警察事務という実際の生きた行政事務の一つであります。先進国が辿つて参りました過去の実際の経過から考察いたしました、それらと比較いたしまして何年か遅れておられます我が国のこの分野の前途を考えて頂くことによつて、御判断願ひたいと思ひます。

今日日本の東京の警視庁を除いた他の五大都市の警察存置を主張せられます各位が、その衛星都市や周辺の地域の存在を除いたその一つの市そのものに限つての狭い孤立した一地域のみの警察行政を主張せられますのと考え合せて、けだし思ひ半ばに過ぎるのであります。その他警察官定員の合理化、施設設備の重複の是正等々、現在の日本の国情が強く要請いたしております行政簡素化を目標とする面からも、一切の都市を含めた府県単位の警察の実現を要するものであります。

第二の課題は、国家公安委員長に国務大臣を充てることの可否であります。政府原案中第六条の「委員長は、国務大臣をもつて充てる」案について、意見を述べます。次の第七条に「委員長は、警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のない者のうちから、内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命する」と云々とあります。現行法の第五条第二項にもやはり同趣旨の規定が

設けられておられまして、この種官吏の前歴のある者の就任を法は禁じておるのであります。すでに前歴のある者から法は排除しておるのでありますから、国務大臣のごとき現職の官吏から委員を求めるがごときは現行法と比較して又何を言はんやであります。殊に警察の本質上如何なる政治勢力にも侵されることのない警察の公正中立性を確保することが基礎である以上、この案が立法当初の警察法の根本精神と一応矛盾対立することは申すまでもないのであります。なおこの案の弱点

は、法的には矛盾があるということであり、その第一の理由は、国家公安委員会は現行法第五条によるまでもなく五人の委員から成る合議制の機関であるということであり、由來国務大臣は大臣である本質上一切の政治責任を持たなければならぬ、そして大臣が委員会の委員である場合に、若し委員会が或る課題について不同意である場合に自己の責任が果されないのではないかと一応尤もな法的論議が生ずるのであります。併しそういう法理論は暫く別にして、実際面からこの案を検討してみたいと存ずるのであります。由來イデオロギーと實際が衝突いたす場合には、英國人はいつも平気でイデオロギーを一時棚上げいたしまして、スムースに現実の政治を上手に行うのやり方を学びたいと思ひます。第一に公安委員会制度は元來警察の行過ぎに対する輿論の反映機関である以上、たやすく権力の前に屈服することは考えられないのであります。加うるに国家公安委員は人格高潔、卓越した識見を持たれる方々でありますから、たとえ委員長が

大臣だからと言つて他の委員がそれに引きずられるようなことは絶対にあり得ないことと信ずるのであります。私は過去の実際の経験からこの点を断言し得るものであります。この案が実現いたしますれば、政治的又實際的に左記の利点があると思ひます。

この前の政府の原案にあつたごとく、警察庁長官に大臣を配し、以て治安の責任の所在を明確にしたというあのとんでもない時代逆行的な案に終止符を打つことができるのみならず、更に一歩前進いたしまして、形を変えて政府原案の意図の実現に妥協し得ることもなるのであります。将来どの政府かによつて立案されるかも知れない前述のような最悪の意図に対し、永久的に終止符を打つ上において消極的でありまが、併し重大な役割を果すものと信ずるものであります。昨年春、第四次吉田内閣によりまして、當時の国会に提案になりましたこの案が如何に時代逆行的なものであつたかということをお参考のために一言附言いたしますと、国務大臣を以て警察庁長官に充てたあの代表的な事例は、一九二二年に創設された世界周知の残忍なるソヴィエトのゲ・ベ・ウの秘密警察であつたのであります。ゲ・ベ・ウは我が国の戦前の憲兵と警察とを兼ねたようなものでありまして、初代の長官のジエリンスキーは国務大臣級であり、忠実なるソヴィエト政府の耳目として国内治安の維持に、革命擁護に、政治犯逮捕に活躍し、その勇名、否悪名を世界に馳せたのであります。然るに一九三六年、この凄味のある、泣く子も止むというゲ・ベ・ウという名称も公には隠しせられたということでありま

大臣だからと言つて他の委員がそれに引きずられるようなことは絶対にあり得ないことと信ずるのであります。私は過去の実際の経験からこの点を断言し得るものであります。この案が実現いたしますれば、政治的又實際的に左記の利点があると思ひます。

この前の政府の原案にあつたごとく、警察庁長官に大臣を配し、以て治安の責任の所在を明確にしたというあのとんでもない時代逆行的な案に終止符を打つことができるのみならず、更に一歩前進いたしまして、形を変えて政府原案の意図の実現に妥協し得ることもなるのであります。将来どの政府かによつて立案されるかも知れない前述のような最悪の意図に対し、永久的に終止符を打つ上において消極的でありまが、併し重大な役割を果すものと信ずるものであります。昨年春、第四次吉田内閣によりまして、當時の国会に提案になりましたこの案が如何に時代逆行的なものであつたかということをお参考のために一言附言いたしますと、国務大臣を以て警察庁長官に充てたあの代表的な事例は、一九二二年に創設された世界周知の残忍なるソヴィエトのゲ・ベ・ウの秘密警察であつたのであります。ゲ・ベ・ウは我が国の戦前の憲兵と警察とを兼ねたようなものでありまして、初代の長官のジエリンスキーは国務大臣級であり、忠実なるソヴィエト政府の耳目として国内治安の維持に、革命擁護に、政治犯逮捕に活躍し、その勇名、否悪名を世界に馳せたのであります。然るに一九三六年、この凄味のある、泣く子も止むというゲ・ベ・ウという名称も公には隠しせられたということでありま

す。言葉を変えて申し上げますれば、共產
国家ですら十八年以前にやめてしまつ
たような独裁的な制度を自由国家であ
るどこかの国が昨年新たに採用しよう
としたことを我々は深く銘記し
て、かような傾向を有する種類の案を
未来永久に葬ることにいたしたいの
で、このたびの案の実現を以てかくは
終止符を打つというのを特に申し上げ
たのであります。

次に私も一兩年來強く要望して
参りました、国家公安委員会が実際の
内閣の治安最高会議に参加すべきであ
るという要望が結果において解決さ
れ、公安委員会の趣旨を政治的に反映
することができるといふ非常に大きな
利益が生ずるのであります。なお、こ
こで考え落してならないことは、従来
の情勢がたゞ改訂に止まらず、政府は
警察法がたとえ改正になりましても、
治安の最高会議に果して公安委員の参
加を許す、参加を求めるや否や、恐ら
く然りと答える人は少いであらうと思
うのであります。それがためさうい
うわば行政委員会であるべき公安委員
会の致命的欠陥を法案第六条が満して
くれると存じておりました、私どもは
将来に大きな期待をかけるものであり
ます。即ちさうすることによりまし
て、政府と公安委員会両者相互の理解
を深めるという利点があり、これは国
家の治安行政上固く知るべからざる大
きなプラスとなると信ずるのでありま
す。公安委員会及び警察当局の意向や
要望が直接且つ遺憾なく政府当局者に
反映し得る途が開けること、その結果
予算獲得やその他事務万端がスムース
に運び、且つ利便が頗る多いと思つて
であります。以上は当面の改革案につ

いての一部の私見であります、公安
委員会制度を永久に維持するという一
層高い根本的観点からも本案の実現は
絶対に望ましいと信ずるものでありま
す。然らば一層高い観点からとは何で
ありましようか、その理由を左に申し
上げます。

民主主義警察のバイブルとも申すべ
き現警察法の全法規は、殆んどが公安
委員会の規定か、或いは少くとも公安
委員会に多少とも関連のあることを規
定しておるものであります。従つて民
主主義警察制度と公安委員会制度は理
論的に申上げますれば目標と手段であ
り、両者は二に於いて一、一にして二と
いう緊密なる関係の下にあるのであり
ます。然るに実際の運営の面において
は如何でありましようか。一言にして
いへば頗る遺憾なき能わずといふ状態
であります。制度改革以来、政府は公
安委員会を国家治安の最高会議に招聘
したことは余り聞いておられないのであ
ります。否一回もないのではなからう
かと私は思ふのであります。その責は
一部は公安委員会にもあることは認め
ざるを得ませんが、これでは公安委員
会無用論の出るもの又止むを得ないの
ではないでしようか。よろしく公安委
員会は行政委員会であるといふこの警
察法の立法精神に基きまして、政府に
対し、国家治安の最高会議に当然参加
すべきことを積極的に且つ法的に要求す
るべきではないでしようか。国家治安の
維持は政治の最も根本的な重要な分
野であります。而して民主主義の所産
である責任内閣制度の精神から見まし
て、国家治安の最高にして最終の責任
者は時の政府でなければならぬので
あります。然るに政府が招かないので

か、或いは公安委員会が無関心なの
か、そのいずれにいたしましても、政
府と公安委員会と現在のごとく別々の
存在であつてはならないのでありま
す。若しこの情勢が続くならば、いつ
かは公安委員会制度が現実の政治から
当然に排除され、無用なるものは消滅
するといふ進化論の法則によりまし
て、将来制度としての存在理由を失う
といふことになることは火を見るより
明らかなのであります。又実際の政治面
におきまして、国家公安委員に時の政
府の大臣を加へることは、国民の総意
によつて新たに成立したる政府が、治安
行政に關する自己の政策の政策を行
う上において利便が多く、且つ妥当であ
ると信ずるものであります。これは
政府と公安委員会の両者の協力の面
において、治安行政面において大きなブ
ラスとなるばかりでなく、國家百年の
計として一層高い見地から我が國
の公安委員会制度を永久に保持育成す
る上から最も望ましく、且つ日本の政治
の現在の段階から見ても適當なる措置で
あると信ずるものであります。換言
いたしますれば、本案は民主警察の要
となつて、よゝ意味における公安委
員会の保身術となるのでありましよう。
最後に付言いたしますと、この案は理
想的とは言えないのであります。併し
余りに高遠な理想は現実を指導する力
を持ちませんといふ意味で、肯定する
ものであります。以上の理由と見解か
ら、私は政府のこの案に賛成するもの
であります。

第三の課題は、任免権の問題であり
ます。これは先ほど松岡伸泰川県議長
が述べられたのであります。大体趣
旨が同一でございますから、この点は

時間の關係上省かして頂きます。

第四の管区本部の存置について、政
府の原案を通読いたしますと、現行法
の警察管区本部の規模と比較して大分
簡素化されておるようであります。こ
の点は私も公安委員といたしまして
大変遺憾なことでありま。その理由
を私は次のように挙げたいのでありま
す。公職選挙法取締に關する統一機
関であるといふこと、警察の中央集権
化が計画されておる際、多かれ少かれ
将来このような傾向、又これが実現化
は免れがたい。その際に公職選挙法取
締に關して中央一本化の取締方針の下
に執行されることは政治的に回避すべ
きばかりでなく、技術的にも困難であ
ると存ずるのであります。数果に跨る
場合に、各管区ごとにこれが取締に當
る従来の方針が最も効果的で且つ適正
であると信ずるのであります。第二
は、破壊活動団体の軍事活動に對処す
るため不可欠の機関と信ずるのであり
ます。第三は、旅行の犯罪等の広域化
に伴う必要であります。第四は、大規
模な災害発生時の緊急対策機関として
必要であります。その最もよい例は、
最近の九州、近畿の水害であります。

第五は、警察通信のセンターでありま
す。第六は、關係機関との連絡協調の
ため必要であるといふことでありま
す。第七は、最後に過去の経験から考
察しまして、管区本部の存在が管区内
の公安委員会の活動のため、相互間の
連絡協調の上に如何に難かしい成果を
挙げたかといふことは、すでに十分実
証されておるところであり、最も大き
なる賛許を以てしてもなお足りないの
ではないかとさえ考へるのであります。

す。この点は他の管区も恐らく同様と
存じますが、国警、自警の両者の公安
委員会から結成されております東京警
察管区内の公安委員会連絡協議会とい
うものがなかつたら、到底今日のごと
き公安委員会に對し、法が要請する成果
を挙げ得られなかつたのじやないかと
私は懸念する一人であります。以上七
つの理由から管区本部は政府原案のご
とく簡素化することなく、むしろ更
ます充実発展することを要望するもの
であります。

次の第五の課題は、警察法案に對す
る學者の論議についてであります。私
は警察に關し權威ある學者、専門家の
發表されます見解や、新聞紙上に掲
載される論議に大なる関心を持つて通
讀することによつて常に啓蒙されてお
る一人であります。而していつも感謝
しつつあるものであります。以下の
意見は、一公安委員の意見であるとい
う謙遜な気持ちで感じたまを率直に申
上げるのであります。先般某新聞紙上
で某氏の次のような論文を拝見いたし
ました。「法案を一読すればすぐわか
る通り、警察庁長官の権力は非常に強
いものになつてゐる。問題の核心はそ
こにある。」中略、「換言すれば全国十
數萬の警察官は、警察庁長官の指揮の
もと、一糸みだれざる行動をとり得る
ものである。かくのごとき権力の集中
はナチスドイツのヒットラーの下にお
けるヒムラーの場合か、或はソヴェト
ロシアのスターリンの下におけるペリ
ヤの場合等に匹敵するもので、民主政
治をやつてゐる他の歐米諸國において
はその例を見ないし、我國においても
専制政治の時代なればいざ知らず、わ
れわれの時代には空前の事である」

云々。又、前略「戦前の警保局長など比喩ものにならぬほどの強い権力を持つことになるのである。そのわけは警察庁長官は、道府県警察本部長の任免権を持つてゐる。法案にはこの場合公安委員会の意見を聞くこととなつてゐるが、必ずその意見通りにせねばならぬわけでないのだから、警察庁長官は公安委員会の異議を無視して道府県本部長を任免することが出来る。」云々であります。論者の御説は戦前の警察が治安維持法、治安警察法、行政執行法、言論出版取締法等が施行されておりました時代の社会環境における考え方でありまして、戦後の、殊に今日の環境とは全く異つております。率直に申しますれば、今日の警察活動の指針となりまゝすものは、警察官の職務執行法と刑事訴訟法の二つよりないのであります。又論者の御説は、公安委員会の無力と無能力を前提として初めて成立するものであると思つております。国家公安委員会には國務大臣を委員長とするほかに、五人の公安委員が長官の活動を常々監視しておるのであります。又一方府県のはうにも三人乃至五人の公安委員から結成される府県公安委員会が存在してゐる。これが全国で百五十人以上の委員が控えておるのであります。故に決して論者の懸念せられるような警察行政を長官ができるはずはないと信ずるものであります。今仮に数ある公安委員の中でありますから、何名かそういう職責を果し得ないと無能力な人物がおつたとしても、それは決して制度の罪ではないのであります。公安委員会へのかかる信頼は、私自身の過去の体験から確信を以て申上げることができると思つております。

す。いやしくも公安委員会が保存しておる限り、さうな懸念は絶対に御無用であると言ふことが出来るのであります。行政官制を保持したかつての今までの府県の公安委員会でも、従来相当な活動をして参りましたし、かなりの業績を挙げたと信ずるものであります。新しい法案の成立によつて公安委員会は行政官制中の最も重視される人事権の一部を持つたか、少くとも人事問題に介入出来る以上、私ははつきり繰返してさうな御懸念は有能且つ良心的なる公安委員会の存在する限り御無用であると申上げて、本題を結ぶものであります。

最後に第六の課題といたしまして、現在の警察官に対する立法者の御認識を改めて頂きたいという要望を述べまして、私の公述を終わりたいと存じます。

昭和二十三年の春、私どもが公安委員に就任いたしました当初のことです。ありますが、警察法というものを初めて通読いたしましたときに、何だか割り切れないという印象を受けた一、二の点に気が付いたのであります。その一つに、先ず法第一条の第二項に「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限りるべきものであつて、中略「その権能を濫用することとなつてはならない。」とある点であります。これはいわゆる一九四七年九月十六日付のマ元帥書簡中のあの歴史的な考案方に基いた立法であります。警察がその権能を濫用してはいけないというところは警察行政に當つての世界の共通の通念であります。ひとり日本のみならず、世界のあらゆる国家の警察行政に當つて普遍的に適用されなければならない大原則であります。然るにこんなわかり切つた幼稚な、いわば啓蒙的な、或いは少くとも教訓的な原則をわざわざ「一独立国家の警察法の冒頭に入れなければならない理由はどこにあるのであつたか。又それほど日本の警察は過去において不当な権力を用ゐてゐたのであつたのかどうか。私は当時この法文を前にして思わず眼をみはり、息を呑んだものであります。これは日本の警察が過去に行なつた罪惡の事実を、警察法の冒頭に掲げることによつて、一つは過去の罪の償いとし、一つは前車の轍を踏ませない後車への戒めとしたのであつたやうな、同時に明らかに戦勝国が戦敗国に課した一種の烙印とも稱すべきものではないのであつたやうな。いづれにいたしましても、日本の警察にとつてこの上もない不名誉な規定であります。この種のいわば贖罪的な規定は、ひとり警察法中のみならず、アメリカ占領国軍によつて立法されました他の法律にも見受けられるのであります。

余談ではありますが、丁度警察法の場合と同様でありますから、一つの例を引用いたしますと、日本憲法第九十八條にこういふ条項があります。「日本国が締結した条約及び確立された国際法は、これを誠実に遵守することを必要とする。」とあるものであります。併し条約や国際法を守ることは、国際法上否人類の道義上、国家の基本的義務の一つでありまして、ひとり我が国のみに適用されなければならない国際的に適用されなければならない国際的な大原則であります。今立場を変えてこれを個人の私生活に當てはめて言ひ換えますと、お互いに約束したことは

見解をとり、警察の機能を十分に發揮せしむることは、機構改正と同時に並行して必要であると信ずるものであります。回顧いたしますれば、戦争前の特高警察は思想統制等の名の下に、警察が往々善人を圧迫いたしました。これ終戦と共に警察法が改正された理由の一つであります。然るに、終戦後八年有余を経過した今日、戦後過分に放任したために、このたびは民間の悪人が善人を圧迫するやうになつたのであります。例えば一部のあいまいなる特殊金融業者又は悪質なる新興宗教家が善良なる一般人を搾取しているごとくであります。この社会は進展して参ります。然らば警察も又前進しなければならぬと思つております。そして社会の進展が社会各領域相互関係の複雑化を伴ふものならば、警察がその治安維持の対象を社会各領域へ拡げねばならないことは当然であります。人或いは、然らば警察は全社会の中へ埋没し消滅して去るであらうと申します。併しかかる誤解は、およそ社会の機能と領域との全く異なつた二つの概念の混同より生ずるものであります。例えば、警察が肺病の病人に整形手術を施すとすれば、これは医療的領域への侵襲でありまゝす。併し、インテキナ肺病新薬の賄賂による国立病院への売り込みを看過するとすれば、これは警察的機能の不活動であり職務の怠慢でありまゝす。警察は社会の全領域へ関係せねばなりません。併しそれは社会の治安維持というただ一つの機能を通過してのみ社会の全領域へ関係すべきであります。若し警察がいわゆる従来の警察プロパーの仕のみを以て自己の職責なりと判断するならば、けだし高度文化社

会における警察機能は一大掣肘を受けるでありましよう。若し社会各領域への滲透を拒否するとなれば、その機能は完全に停止すると言つても過言ではないのであります。社会の各領域の境界領域として、今日の我が国では到る所に真空地帯を現出しております。この真空地帯こそ知能犯の好個の繁殖地帯であることは、最近保全経済会をめぐつての大蔵省と法務省との責任転嫁問題が鮮やかに象徴しています。とすれば、かかる真空地帯こそ治安維持、障乱発生地帯として、むしろ警察機能にとつての専門的固有領域と言わなければなりません。それには、改正警察法の立法に当られます諸先生は、従来の領域的解釈を捨て去り、新たにその機能的解釈を採用して、これが運営を大幅に拡大せられたのであります。それがために、改正警察法の立案に当られます御当局におかれましては、この点に十分なる思いをいたされ、警察の活動に関する責務の範囲について更に新しい見解を以てせられまして、以て第一線に活動する警察官をして現在の我が国情に則したる万全なる取締が可能になるように要望いたす次第であります。

終りに臨みまして、長い間御清聴をこうりましたことを深く感謝いたしまして、私の不束かなる公述を終らして頂きます。

○委員長(内村清次君) 次に、全国自治体公安委員会連絡協議会代表神宅實寿君。

○公述人(神宅實寿君) 私は只今御紹介にあずかりました、全国自治体公安委員会連絡協議会副会長、大阪市公

安委員長の神宅實寿君でございます。このたび参議院地方行政委員会において警察法案の御審議をなされるに当りまして、自治体警察側の意見を開陳する機会をお与え下さいましたことは、誠に感謝に堪えないところであります。ここに衷心よりお礼を申し上げます。さて、私がお聞き取り頂きたいと存じますことは、大別して二つの点に要約されるのであります。その第一点は、今次の警察法案に対する反対の論拠と理由を明らかにすることでありまして、第二点は、自治体警察側が警察制度の改正について如何なる考え方を持っておるかということでありまして、以下簡単にその要旨を述べさせていただきます。

先ず第一点の今次警察法案に対する反対意見について申し上げます。憲法及び行政法の専門家でない素人の実務者が立法府においてかようなことを申し上げることは、僭上の沙汰で御聞き苦しいことと存じます。この警察法案は、その根本において憲法違反であると存するものであります。若し仮に然らずといたしましても、憲法の精神に背馳するものであることを確信するものであります。即ち民主主義を国家統治の基本原理として採用し、地方分権を政治と行政の根幹であることを認める限りにおきましては、警察制度も又当然に民主的且つ地方分権的でなければならぬと存するのであります。日本国憲法はその第八章に地方自治に関する規定を設け、地方公共団体の組織運営と機能に関する基本的保障を明確にしておるのであります。その第九十二条

には「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律で定める。」ことを規定し、地方公共団体の組織や運営に関する事項はすべて法律で規定すべきこと、及びその法律制定の理念は地方自治の本旨に基くべきものなることを併せて明示しておるのであります。而して更にその第九十四条におきましては「地方公共団体は……行政を執行する権能を有し……」と規定して地方公共団体の行政執行権を保障しているものであります。警察権行使の権能も又当然にこれに包含されておるのであります。又この理念に基いて制定されました地方自治法は、その第一条において「この法律は地方自治の本旨に基いて……地方公共団体における民主的にして能率的な行政を確保すると共に、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的」とすることを明記し、且つその第二条においても、市町村の固有事務として「地方公共の秩序を維持し」との条項を規定し、よつて以て市町村の警察維持の責務と権限は、市町村であるが故に当然に固有するものであることを明らかにしておるのであります。更に現行警察法はその前文において「日本国憲法の精神に從ひ、地方自治の真義を推進する観点から、国民に属する民主的権威の組織を確立する目的を以て」警察法を制定するものなることを、厳密に規定しているものであります。我が国における警察組織はその基本において民主的且つ地方分権的であるべきことが不動の原則でなければならぬと思ふのであります。然るに、今次の警察法案は、第一義的の地方公共団体である市町村の警察維持の権能を根底から抹殺して、単に行政区域としての府

県を単位として警察を設置し、人事権を通じて中央集権的警察国家を企図するものと認められるのであります。かくのごときは憲法及びこれに基く組織法の諸原則に違反するものと断ぜざるを得ないのであります。かかる見地からいたしまして、今回の改正法案において市町村警察即ち都市自治体警察を全廃して、極めて性格のあいまいな府県警察に統合せんとすることは、私どもの断じて認容し得ないところであります。而も後にも述べるがごとく、人事権を中央に掌握して一元的な警察運営をなさんとする狙いを持つ今次警察法の改正は、やがて又警察国家再現の旧弊に墮するにあらざるやを深く恐れるものであります。

次に、今次警察法案による警察制度は、政党警察になる虞れを多分に包蔵している点を指摘したいと存じます。そも、警察の政治的中立性を確保いたしますことは、正常な民主政治を圓る上に不可欠の要素であると存ぜられるのであります。然るに今次の警察法案によりますれば、国家公安委員会の委員長には時の政党内閣の閣僚である國務大臣がこれに當り、この委員長を中核として運営せられる国家公安委員会が内閣總理大臣の承認を得て警察庁長官を任免し、更に警視總監及び道府県警察本部長の任免も又その主体性を國家公安委員会が掌握することになつておるのであります。この点につきましては、当初の政府原案に比して一見民主的要素を加えたかの感を与えておるのであります。然るに、実体はやはり人事権が政党を母体とする政府に直結しておると認められるのであります。

依然として政党警察乃至は政府の警察になる虞れを多分に蔵しているのであります。警察の政治的中立性を確保するためには、中央地方を通じて、警察を政権から遮断し、人事権を含む警察の管理権を住民の代表者のみでなすに構成する公安委員会に委ねるものでなければならぬと信ずる次第であります。

更に申し上げたいことは、国家的治安対策として制度の中央集権化を図らんとすることは甚だしき誤謬であると存する点であります。政府及び国警当局者は国内の暴力的破壊活動の現段階に照応して、警察制度改正の必要性を強調しておるのであります。かくのごときは国内治安の現状認識において必ずしも正鵠を得ていないと思ひます。又これらの宣伝も何らかの意図に基くものがあるかに疑わざるを得ないのであります。のみならず、予想される治安状況に対処する方策として、警察の中央集権的統一を考へることは、その根柢において重大な誤謬を侵して、いるものと認められるのであります。

周知のように、これら不法分子はその重要な職務として警察と民衆とを離反せしむるためあらゆる方策をとつておるのであります。このことは暴力的破壊活動に際し、権力機関から国民を孤立させ、或いは傍觀者たらしめようとするものであることは言うまでもないのであります。警察はもとよりこれらの活動に對して国内治安保持のため、万全の用意をいたすべきことは当然であるとは言え、究極するところ、民衆の支持と協力を得ずして治安維持の全きを期し得られないことは言を待

たないところであります。而して民衆の支持と協力を得るためには、警察が常に民衆と密着し、親愛されていることが不可欠の要素でありまして、このことが一朝有事に際して最も強力な治安体制であると確信するのであります。このためには地域社会を同一にし、日常活動において常に民衆に密着して運営せられる民主的自治体警察こそ最も理想的な警察制度と言ひ得るのであります。警察の中央集権化は、暴力的破壊活動の育成培養にこそ役立て、治安対策としては最も愚劣なものであると確信いたす次第であります。

次に第二の点について申し上げます。現行制度が布かれまして六年有余に相成るのであります。この間終戦直後の未曾有の混乱期に対処いたしましたも、都市自治体警察はよくその機能を發揮して国民の負託に充て、今日一応安定した治安情勢に導くことを得たのであります。これらの自治体警察の涙ぐましい努力とその成果を全然無視して、単に自治体警察は無能である、又非能率であると片付けられますことは、私どもの誠に心外に堪えないところでもあります。併しながら私どもといえども、現行警察制度が完全無欠のものであり、毫も改正の余地のないなどと豪語する気持は少しもないのであります。むしろ謙虚な気持で現行制度への反省を加えつつあるのであります。

以下私どもの警察制度改正に関する意見を率直に申述べたいと存じます。その一つは、都市自治体警察は飽くまで存置する。但し存置を希望しない都市は住民の意思によつて警察を置かないことができるよう法律の改正を行うべきであるということであり、前にも述べましたように、私どもは憲法の精神、地方自治法及び現行警察法の精神よりして、都市自治体警察を本則として警察制度が布かるべきものであることを主張するのであります。併しながら市町村警察の中には現実に財政その他の関係から警察維持に熱意を喪失しておるところがあることも事実でありまして、かかる現実に即し、警察の存廃を一片の法律を以て一律に決定するのがごとき手荒な処置を避け、飽くまでも民主的且つ漸進的に民衆の意思によつて警察の存廃を決定せしめ、いわゆる適者生存の法則によつて落着くべきところに落着かしめることが民主的政治のあり方ではないかと存するのであります。

その二つは、都市自治体警察の職員の身分はすべて地方公務員とし、警察長の任免は中央の意見を聞いて、都市公安委員会が行うものとすべきであるとの改正意見であります。都市自治体警察職員の身分が地方公務員であるべきことは当然のことでありまして、若し職員の身分を国家公務員とし、警察長などの任免を中央で行い、人事権が中央機関によつて掌握され、或いは中央の強い影響下に置かれるならば、警察の性格が外形上自治体警察の体裁を備えていても、その実体は中央集権的な国家警察になる虞れが多分に存するのであります。断じて許容すべきでないと存するのであります。民衆に繋がり、民衆と苦楽を共にすべき警察職員の身分はすべて地方公務員とし、人事はそれらの都市公安委員会の管理するものでなければ、完全なる自治体警察とは言ひ得ないと思つております。

併しながら警察長の任免は極めて重要な人事でありますから、中央の人事に関する全般的な配慮などからする意見をとり入れることは人事を慎重にするゆえんでもあり、これを独断的になすことなく、十分中央の意見を聞いて実行するようにしたいので、この点の改正を望むものであります。

その三は、特定の国家的事業については自治体警察は中央の指揮監督を受けるものとし、これに従わない自治体警察の警察長に対しては、その自治体公安委員会に対し中央は懲戒罷免の勧告権を持つものとするよう、法の改正をなすことについてであります。暴力的破壊活動その他のいわゆる国家的事業につきましては、事柄の重要性に鑑み、私も自治体警察側におきましても格別の関心を持つところであり、併しながら地域的に限られた都市警察におきましては、ときに事業の全貌の把握の困難な場合も予想され、従つて広地域における取締のためには常に全体の動向を察知せられる中央の指揮下に置かれることが適切な措置であると思つております。かかる見地からこの種限定された事業の範囲内においては、自治体警察は進んで中央の指揮に従うべきものであることを提唱し、若し万一中央の指揮に従わないような警察長があるときは、その警察長の罷免勧告を中央から地方の公安委員会に申し得るよう措置し、中央の指揮権を確保し、以て特定の国家的事業に対する警察取締の実効を期するよう法の改正を望む次第であります。

又今回の警察法の改正の狙いとして人員整理のことが挙げられているのでありますが、我々自治体警察の側におき

ましても、地方財政の緊縮に協力するため国家地方警察の例に準じ、治安の状況を勘案しつつ順次適当な整理をなすことを発意しているものであります。警察法改正の過程に徴しますに、政府におかれては自治体警察に犠牲を強ひ、制度の改革によつて行政整理の目的を達しようとする意図あるやに見受けられますことは、誠に遺憾に存するところであります。

最後に今回の警察法改正の目的は、警察運営の能率化を図らんとするにあると言われるのであります。私もはる／＼な角度からこれに対する批判を持つのであります。ここでは給与措置の一点からして形式的な府県警察への統合によつては、到底警察の能率的な運営が期したい理由を端的に指摘したいと思つております。法案による給与措置では現在の自警職員、国警職員共に不満を生ずると認められるのであります。改正法等によれば、都道府県警察職員の給与は警視正以上の階級については一般職の国家公務員と同様とし、地方警察職員に対しては国家公務員である警察庁職員の例を基準として都道府県条例で定めることになつてゐるのであります。現在の自治体警察の給与の実態から見ても、新制度になつた場合自治体警察職員に対しては押しなべて相当大幅な基本給の引下げが行われるであろうことは必至であります。そこでかかる措置によつて手取額の減少を来さないために、現在の俸給を基準として新本給との差額を調整手当として支給することとしてゐるのであります。然るにかかる措置によつては、先ず第一に自治体警察から転移する職員が不満を持つことを考え

なければならぬのであります。即ち自治体警察から転移した職員の手取月額は相当長期間据置にされることは必至であります。前述いたしましたように、現在の俸給を基準にしてこれより相当低い新本給を定めるのでありますから、新本給に格付けされた後に昇給しても、それは調整手当が昇給額だけ本法に繰入れられるのみであつて、手取額の増加は相当長期間望めないものであります。必然的に士気の沈滞が予想されるのであります。又恩給退職金等の算定が著るしく不利となるのであります。自治体警察から転移した職員のうち、上級の幹部、永年勤続者等にあつては新制度において今後長期に亘る在職は實際上困難が予想され、現在の俸給に達しないうちに退職を余儀なくされる者も相当多いことが予想されるのであります。かくては恩給退職金等の算定は現在よりも著るしく不利となり、當々として半生を警察に捧げた警察職員としては遺憾なことと言つべきであります。

以上は、自治体警察職員の場合であるが、立場を変えて国警職員から転移する者にとつても前述の給与措置に対しては不平不満を持つものと思われるのであります。即ち調整手当という名目であつても勤続年数が同一であり、又同一階級である者が単に自警から転入しただけの理由で同一の職種にありながら手取月収が相当多額であることは、決して愉快なものではないのであります。かく国警、自警の職員の間に於ける給与の不公平が来る不平不満が生ずることも又当然と言わねばならぬのであります。更に自治体警察の有能な幹部、熟練した永年勤続職員を退

なければならぬのであります。即ち自治体警察から転移した職員の手取月額は相当長期間据置にされることは必至であります。前述いたしましたように、現在の俸給を基準にしてこれより相当低い新本給を定めるのでありますから、新本給に格付けされた後に昇給しても、それは調整手当が昇給額だけ本法に繰入れられるのみであつて、手取額の増加は相当長期間望めないものであります。必然的に士気の沈滞が予想されるのであります。又恩給退職金等の算定が著るしく不利となるのであります。自治体警察から転移した職員のうち、上級の幹部、永年勤続者等にあつては新制度において今後長期に亘る在職は實際上困難が予想され、現在の俸給に達しないうちに退職を余儀なくされる者も相当多いことが予想されるのであります。かくては恩給退職金等の算定は現在よりも著るしく不利となり、當々として半生を警察に捧げた警察職員としては遺憾なことと言つべきであります。

職の余儀なきに至らしめ、治安態勢を弱体化せしめることも考えられることの一つであります。

前述の恩給措置は、自治体警察の幹部、永年勤続の警察職員等をその進退に因り相当深刻な苦悩に追い込んでいくことは事実でありまして、若し仮にかかる法案が通過した場合には、相当多数の有能な幹部、熟練された職員が法律施行直前に退職することも予想されるのであります。かくてはこれら退職者個人に対する同情は別として、治安態勢に有形無形の影響があることも認められ、甚だしく遺憾とするところであります。

以上のごとき、今後改正法案による給与措置は現在の自治体警察職員、国家地方警察職員共に不足なものであり、而もこの不平不満は一時的なものではなく、相当永年に亘つて継続されるものであります。これを思うとき、形式的に府県一本の警察を作つても人事管理上の不合理を内蔵するものであつては、政府の所期する警察運営の能率化は到底期待できないと思うのであります。

以上で私の公述を終ることにいたします。委員の皆さんにおかれましては、何とぞ私たちの意のあるところを斟酌下さいまして、何分の御配慮を賜りますようこの席を借りまして、お願い申し上げます。

○委員長(内村清次君) 以上を以ちまして、公述人の公述は終了しました。各委員のかたの御質疑をお願いいたします。

○若木勝蔵君 土井さんにちよつと伺いたいと思います。非常に口調が早か

つたこと、それから要綱がありませんので、或いは私が間違ひの点があるかも知れませんが、あなたの陳述の中にまあ相当力を入れておつしやつたのは、国家公安委員会の委員長を國務大臣にするのが誠に至当である、こういうふうなことがあつたようですが、それに関連いたしまして、そうすることがこの公安委員会がよく政府と一体になつて、そして十分その機能を發揮し得るものであり、延いては将来に亘つてこの公安委員会というふうなものも存在も確固たるものになるであろう、こういうふうな陳述がなされております。その点につきましては、こ

れは昨日常の私陳述を聞いておりまして、府県警察一本でなければならぬというふうな論の中には、国家公安委員会の委員長を國務大臣にするというのに対しては異議がある。現に愛知県の知事さんその点が修正されるならば、この衆議院の修正案を含めて送付案に対しては成立することを望んでおる、こういうふうなことがあつたのであります。そこであなたのようなお考えで以て進むとすれば、私はいわゆる警察の中立というふうなこと、或いは警察の政略化ということに対しては、非常に危惧を持つのです。いわゆる公安委員会というふうなものの制度が置かれたことは、これは警察の行過ぎを是正するために、中立性を強調するた

めにこういうふうなものが、こういう制度が置かれたと私は考えております。それが國務大臣がその委員長になつて、而も政府と一体となつて来るといふことの論が進められるということになれば、いわゆるこれを置いたところの趣旨に相反して居わしきところの

政略警察というものがここに出て来るのである、こういうふうな考えられるのであります。その点についてもう一度御見解を承つておきます。

○公述人(土井彦一郎君) 只今若木先生の御質問で、御尤もな点も確かにございませう。実はこの点については最後申述べましたように、この案は理想的なものとは言えない。併し余り高遠な理想を現在の日本警察の段階におきまして、日本の国情の段階におきまして、これ以上のことを行ふことは、實際において実行不可能であるというふうな見地から私はこの案を支持してゐるのでございませう。只今仰せのよう

に、私の陳述の最初の段階に述べたように、この案の弱点もございませう。或いは現職の官吏を持つて来ること、殊に警察法の中に政略を非常に排除いたしておきましても、内閣首班である総理の下にある閣僚を委員長に持つて行くことにございまして、これは確かに議論があると思つてゐる。その点は御説の通りだと思つてゐる。その点は愛知県の知事さんの話に存じ上げないのであります。このことにつきましては、私も公述いたしましたけれども、全国の公安委員会連絡協議会の中にもかなり議論があつたのでござい

ますが、併し過去六カ年の私の体感からいへば、勘案いたしまして、私の中に述べました通り、たとえ警察法が改正になりましたとしても、なか／＼政府と一致して治安のいろいろな問題に携へることは不可能であるというふうな点から、改善の策をいたしましてこの案を支持してゐる次第でございませう。仰せの通り、理論的には確かに一つの議論

もございませうし、又警察法の当初の立法精神から申しましても、一応のいろいろ矛盾した点があるのでございませうが、併し實際面におきまして、こういう方法をとることによつて、私どもの急願しております公安委員会の行政委員会であるという本質の建前を生かす上において、こういう方法によるより方法がないと、そういうところから申上げたのであります。

○若木勝蔵君 今の公安委員会は行政委員会であるというふうなお話もあつたのであります。これは私は普通の政府の行政委員会というふうには即座には考えられないんじやないかと思ふ。いわゆる治安の責任を政府というふうなものから一応内容的に切離して、独立機関のような形における。その点はあなたの御見解と大分私は違ふのであります。そういうふうな委員会を一つにこれは行政委員会であるといふふうな、他の行政委員会と同様に考へられるところに誤りを生じて来る場合があるんじやないか、こう思つてゐる。どうもまた警察の中立とありやうなことを狙つた制度とみれば、むしろ本當から言つたならば独立機関でなければならぬ、これも私は考へておるのであります。併し行政委員会としても、これは他とは全く内容を異にしたところの独立機関的な存在を持つておる委員会であるように考えられるのであります。そこで、若しそれを内閣と一体の一つの行政委員会とみて、内容的に、而も大臣をそこに入れて来るというところになれば、先般起りましたところのいわゆる検査当局に對する法務大臣の指揮権発動、これと

同じような不明朗な事態がむしろそれ以上には／＼行われて来るのではなからうか、警察行政に對してそういう点を私は惧れるのであります。

そこで、それに関連して参るのであります。あなたは大体この案に對して御賛成のようであります。それから陳述の総体からみましても、そういうふうな考えられる。そこであなたの陳述の様子から考へてみますならば、或いは趣旨の点から推して行くならば、これはむしろ修正案でないほうがよいように思ふ。いわゆる修正案におけるところの任免関係において、長官の任免は國家公安委員会が総理大臣の承認を得て行ふこと、こういうふう

に修正されておるのであります。が、むしろあなたの考え方から言へば、前にあつたように、長官の任免につきましては原案にはこういうふうにあつた、警察庁に長官を置き一般職の官吏とし、内閣総理大臣が國家公安委員会の意見を聞いて任免する。むしろこのほうがあなたの御趣旨に合うようにも思つてゐる。警視總監の任免も同様であります。更に大都市の存置に對する一カ年延期、こういうふうな問題もむしろあなたのお考えからい

つたならば必要なことにならなければならぬ。そういうふうな考えられるのであります。この修正案に對してもこのまま御賛成なのであるか、その点を伺いたい。

○公述人(土井彦一郎君) 只今の最後の御質問の、修正案に對しましては、やはり政府の原案には反對でございませう。警察庁長官は、國家公安委員会が内閣総理大臣の意見を聞いて行ふといふことを私も支持してゐる次第で

あります。と申します次第は、国家公安委員会には先ほど申しましたように、委員長はほかに五人の委員がおりまして、それが絶えず会議の場に當つておるばかりでなく、委員長である國務大臣には表決権を持たないということになつておるわけでありまして、実際の委員長でありますけれども、これは普通の今までの警察法にありますが、国家公安委員会の委員と性格が違つておまして、表決権がないという……で、ただ私の願つておるところは先ほど申しましたように、政府との連絡調整その他において治安上の十分な連絡を強化したい。そうして、それが国家治安上の大きなプラスになるという点から申したのでございす。繰返して申しますが、最後の御質問の任免権の問題は、やはり国家公安委員会が總理大臣の意見を聞いて行うということをお支持しておる次第でございます。

○若木勝蔵君　そこで今あなたの御答弁を伺つておりましたが、私は更に考えておるのでありますが、先ずこのたび国家公安委員会の委員長に國務大臣を持つて来るということは、これは政府の考え方として極めて重大なものであると思ふ。というのは、警察に対して国家が政府の責任の明確化を図る、こういうふうなことから大臣を委員長にしておる。こういうふうになるのであるが、そこで、あなたのお考えはよくそれでわかりました。

それで私は神宅さんにこの点を伺いたい。同様な問題で、あなたは自治体警察というふうなものを現行法通りどこまでも持つて行かれるというふうなことの御趣旨のようでありまして、

そこで今問題になつておるところのいふゆる國務大臣をして委員長に当らしめるという根本の問題は、この国家的な治安に対して政府が責任をとらなければならぬ、そういうためにはこれほどどうしてもそういう委員長を國務大臣にするという制度にしなければならぬというふうな考えられておるのであります。その警察の責任に対して政府が責任を明確化して行くというふうなことに對しては、あなたはどうか、あなたのお考えになるか、その点を伺いたい。

○公述人(神宅賀壽憲君)　国家公安委員会の委員の各位が、どういふ方が選任されるかはわかりませんが、恐らくこれは他に職業を持つ有能識識な人であると思ひます。国家公安委員長は國務大臣でありますから、これにより御相談になる。委員長と警察局長官がその相談なさつたことを、恐らく公安委員会は一週間に一回くらいしかお聞きにならんとお思ふのですが、そこでお聞きになつて可否を決するのでありますから、本當の警察事務に關しては私はおおむね多くの場合委員長の御意見通りになるのじやないかと思ふのであります。警視總監、都道府県警察本部長の任免につきましては、これがいいんだ、こう言われたならば、その人は不適任だ、という反証を挙げることは非常な困難を生ずるのではないかと思ふのです。それから土井さんは、委員長は表決に加わらないとおつしやいましたけれども、十一條によりまして、国家公安委員会は、委員長が招集する。委員長及び委員が三人以上出席して會議を開く、出席委員の過半数を以て議

事は決する、可否が同数であつたならば國務大臣である委員長が決するとなつておるのでありますから、委員長の国家公安委員会における発言は私は非常に強くなり、これによつて政府の意見が行われるのではないかと考へておる。そこで、政府が警察について、即ち治安について責任を持つという点から言いますと、十分であるかも知れませんが、併し一体政府が治安上の責任を持つということ、そのことの内容が私にはわからない。若し相当規模の暴動、騒擾があつた場合に、その内閣が責任をもつて辭職なさるという責任のとり方ならば、私はこの国家公安委員会組織でいいと思ふのであります。關係者を相当処罰するのだ、こういうことで若しありますならば、現在においても府県の公安委員会、国家地方警察のほうではどうかは知りませんが、自治体側におきましては相當責任をとつております。警察長がまずいこととあれば罷免もしております。公安委員がやり損いがありますならば公安委員も辭職しております。で責任の所在を明らかにすることに現になつておるのであります。それからこの責任の明確化であります。現行法におきましても六十一條の二でありますか、總理大臣の指示権という規定がありまして、「總理大臣は特に必要があるとき、認めるときは、国家公安委員会の意見を聴いて、都道府県公安委員会又は市町村公安委員会に対し、公安維持上必要な事項について、指示をすることができ、」でさうな場合に、これは二十七年の改正であります、この法律ができて以来、細則なり附則なりはできておりますけれども、一遍もこ

れが発動したことがないのであります。で、この発動によりまして国家的な事案について内閣總理大臣が十分責任をおとりにすることができるのであります。それから国家非常事態の宣言による總理大臣の権限によりまして、全国若しくはその方面の警察を統合して自分の指揮下においてすることもできますし、なお警察統制をする計画も立てられるのであります。現行制度で總理大臣の指示権の範囲をまだかような「特に必要がある」と認めるときは、というふうなことでなく、特定の事案に對してということをお明確にされまう方法もありまうし、私が先刻申し上げましたように、總理大臣の中央の指示権に對して服従しない自治体警察の警察長に對しては相當な方法を講ずることによつても又なし得るのであります。責任の明確化、行政は内閣に属するからという立場からかも知れませんが、自治体全体の事務として教育を司つておるもの、道路行政を司つておるもの、衛生もありまうし、その他ものものについての政府の責任というものは、教育のものについては文部大臣が責任をとられるのであります。が、例えば只今問題になつております京都の旭ヶ丘中学校の問題で、すぐに文部大臣は責任をとらない。これは地方自治体に任じておる仕事でありますから、自治体内においてその責任者をきめるのであります。でありますから、国会に對して治安に關してのみ内閣は責任を直接負わなければならないとする考え方に、私も内閣を組織したことがありませんからわからないのでありますけれども、(笑聲)以上のような措置によりまして、内閣の責任は直接警

察を握らなければならぬ、かようなことには私はならぬと考へるのであります。

○若木勝蔵君　その政府の責任に對して土井さんはどういふふうにお考へになるか、今神宅さんの意見を聞きまして。

○公述人(土井彦一郎君)　私が若し内閣を組織いたしましたならば、一朝警察の手において誤まつた施政をいたしました場合には深く辭職するのは當然であると思ひます。(笑聲)

○松澤兼人君　大要明快な、責任をおとりにすることは明らかにいたしました。この点についてはそれ以上お尋ねすることはないのであります。責任をとることから言へば、国家公安委員会というふうなものは全然要らない。警察大臣があり、その下に警察長なり、警察官といふものがあつて、從來のような警察運営をして行けばいい。併しそこに国家公安委員会というものを入れたということは、やはりただ上からの支配を下に流すといういわゆる行政そのものというものでなく、いわば他の民主的な要素といふものをここに入れることがまあ緩衝地帯にもなるし、いいであらうということを入れてあるのだらうと思ふのであります。でありますから、やはり問題は委員長に國務大臣を以て充てるということは責任を明確にするようでありまして、一方から言へば、非常に国家的な統制が強くなつて来るということに結論としてなるのではないかと。私も心配しますことは、そういう形をとりますと、やはり不偏不党であり、公平中正であるとかいうことが損われる心配があるということをお懸念しておる

ものであります。そこでお尋ねいたしたいことは、この委員長が國務大臣であるということのために、不偏不党或いは公平中正ということが損われないかどうかという点が一つ。それから

いうものが明確化される。府県の場合にはそういう関係が全然ない。府県知事の責任と或いは県民に対する、県議会に対する責任というものはどういふふうにお考えになりますか。

府県警察にしましても、府県知事が或いは警察に対して県民に対して責任を感じなければならぬ。そういうことからいえば、やはり責任関係が簡明直、截に明らかになるという制度とし

○公述人土井彦一（郎君） 只今御質問の趣旨がちよつと私には、初めのほうを聞き落したところがございますが、第一の御質問の趣旨の点で、端的に言いますと……もう一度恐縮でございますが、すがいいたいのですが。

ては、従前のように警察部長があり、その下に各警察署長がいるという関係が一番明確なわけであります。ところが府県公安委員会というものがあつて、そうしてそれが府県警察を運営して行くということであれば、やはり県

○松澤兼人君 第一の点はもうすでに多くの人によつて言われておりますように、この警察法の改正というものは警察は不偏不党でなければならん、或いは公平中正でなければならん、こう言われているにかかわらず、時の内閣

知事として県民に対し、或いは国に対し警察の責任を十分にとることはできないわけでありますから、国家公安委員会委員長が国務大臣であると同じように、府県公安委員会に対しても府県側が府県知事がもつと責任を明確に

の國務大臣が公安委員長をやつていれば、やはりその政党の色彩が付いて来る、その政党の考え方というものが警察の運営に対して出て来ることは当然である、これを防ぐという方法はどうか、ということになるのか、或いは警察法で

なし得るような方法を講じなければ、
国家の場合と府県の場合と非常に違つて来るのじやないか、仮にこういう警察をやつて見て、或る府県において騒擾事件が起つた、そうするとその責任は誰が負うのだ、公安委員会が負うか

〇公述人(土井彦一郎君) 只今の府県
謳つてゐる不偏不党或いは公平中正と
いうものと、時の國務大臣を以て公安委
員長に當てるといふこととの關係は、
どうなりますかという問題であります。

も知れませんが、県知事としても県議会で質問をされる場合、おれは全然知らないというわけには行かない。そうすると県側がどの程度の責任をとるか、その責任を明確にするという一つの機軸が必要じゃないかと、この考えを

における騒擾の発生した場合にその責任の所在が那辺にあるか、こういつたような御質問の御趣旨のように伺うのでありますが、この警察法の解釈によりますと、多少その点について責任が果して那辺にあるかということにつ

ますが、府県の場合は何も県が責任をとらないでもいい、国の場合は国務大臣というものが委員長としてゐるから、責任が政府とそれから警察行政と

いて疑問もあつたかのように私とも感
じておつたのでありますが、併し何分
責任内閣制度から申しまして、普通の
責任の何と申しますか、所在から申し

まして、府県の場合には府県の知事にあるということになると思うのであります。それから国家の場合におきましては、これは申すまでもなく担当の責任内閣制度である以上は内閣にある、こ

国憲法の九十八条の条約の遵守義務といふようなこゝろのもの、これは要らんものだといふような割切つたお話があつた。併しこれは私は大變だと思ふので、やはり今日の公安委員会制度といふものが、そもそもの警察法の

は、この憲法起草委員が日本が単一國
 隣にいたはずのときに、これに警備隊
 と共通した一つの条項であるという意
 味で引用して頂いたのでございま
 す。私が聞くところによりますると、
 この九十八条を制定されたときに

ういう工合に私に考えていいのじゃないかと思うのであります。ただ公安委員はその中間におりまして、そういつたような事態に導かないための一つのつてい問題をごいまして、四六時中そ

前文なり或いは第一条なりに謳われて
いるような警察の民主化の保障であ
るか或いは政治的中立性の確保であ
るか、そういう大精神からできてお
るものであり、又そのためにのみ公安委員

家であるという意味を忘れて、アメリカの憲法をコッピするに急なるが全力、連邦国家であるアメリカのようになが作つてみて初めてそれを振返つてみる憲法に倣つて作つたのである。ところが

言葉を擧げて申し上げますれば、警察の二つの元締めと言つちや言い過ぎかも知れませんが、監視機関というような機関でそういつたような責任事態に導かないための一つの使命を持つてゐるのではありません。併し事態が発生いたしましたとき

会といふものの存在意義があるのだから、にもかかわらず、そういう大前提になつておるものをおつさり要らないものとして片付けられるというお考え方は、これは私は非常に困ると思うのです。で条約の遵守義務にしてもこれはどこ

ると日本が単一国家であるといふことが初めてわかつて、従つて最高法規の中に入れたかのように、私の研究した法律の考えではさうに承知しておる次第であります。そういう点からこの憲法の問題につきましては、只今こ

すれば、その責任は私は第一最終の、最高の責任はやはり国家では内閣が責任をとるものであり、それで府県の県合には府県知事が責任をとるものでもなく、こう私は考えるのであります。

○秋山長造君　私も土井さんにちよつと

の国の憲法にもないとおつしやるけれども、これはないことはないの、でもこの国の憲法でも、ただ日本の国と同じ文言は使つていないかも知れませうけれども、条約が国内法に優先するとか、何かそういう形で国際条約といふ

お説のように、決して私は条約を望
まなくていいとか、或いはそういう答
務がないとは申しておりません。ただ
そういつたような普遍的な大原則を国
家の最高法典の中に入れなければなら
なかつた理由がどこにあるのかといふ

とお尋ねしますが、私は現在の、現行の警察法の精神というものは、仮に今の警察制度の改革に賛成する立場の人によ、反対する立場の人によ、少くとも現行の警察法の底を流れてやる民主主義といえますか、地方自治とい

ものは国際信義上何よりも尊重しなければならぬものだという定めはどこの国の憲法でも謳われておるのです。でもかわらず、そういうことを千把からげに公安委員という非常に重大な責務を持つておられるあなたが否定し

ことを私が疑いを持ったわけでありま
す。それと同じ意味で警察法第一条第
二項の問題におきましても、何も警察
が職権を濫用してはいけない、というこ
とは、これは警察法立法に際しての世間
の通念である以上、日本の警察法にそ

いいですか、或いは基本人權の尊重と
いいますか、そういう根本的な精神と
いうものは飽くまで尊重し、高く評価
すべきものだと思うのです。その点
については恐らくあなたも御同感だん
ごうと思いますが、先ほどの御陳述の中

去られるということになりますと、何でもとしては公安委員という制度でそのものに対して大いに不安を持たざるを得ない。その点は如何でしょうか、あなたの御信念をもう一度承わりますか。

を入れる必要はない、入れなくても構ひ
かりきつたことだと、そういうことを
入れることによつて警察官の第一線
における仕事に大きな支障を起すよう
なことがあつた場合に、それが却つて
支障になるという意味のことを申し上げ

で、現行警察法の前文或いは一条のこ
ときものは、これはなくていいものだ
というような、至極あつさりしたお話
があつた。又更にそれに関連して日本

○公述人(土井彦一郎君) 只今秋山先生の御質問でございますが、私は先陳述の中で警察法第一条第三項の問に關連いたしましたして、憲法九十八條

のであります。若し私の陳述があなたにそういつた感じをお伝えしておとなれば、私の陳述の仕方が悪かつたのであります。趣旨はそういう趣旨

申上げたのであります。

○秋山長造君 それならなお更困るの
で、あなたは普通の大原則だから憲法に譲り必要はないとおつしやるけれど、我々の常識では普通の大原則だから憲法に譲つて然るべきだと、これが私は常識的だと思ふのです。そのこと自体よりもあなたはこの憲法の成立の事情について多少御異論があるようですから、それはそういう事情があつたかどうかは論外として、併しこれは大原則だから憲法に譲り必要はない、或いは権利を濫用してはいかん、職権を濫用してはいかんということは、これは世界の常識だから、警察法に譲り必要はない、これはやはり少し論理が飛躍し過ぎておると思う。現にあなたが支持しておられる今度の新しい警察法の第二条にはつきりそういうことが書いてある。それから又あなたの今のような議論で行きますと、こういうことを、特に職権を濫用してはいかないというようなことを法律に譲うことは、却つて警察官に悪影響を及ぼすというふうなことは、これはまあちよつと論理が飛躍して過ぎて、どうにも議論のしようがない。そういうことを言へば、現に警察官は職に就くときには宣誓をするのでしよう。その宣誓の中にはちよんと日本国憲法及び法律を擁護し云々ということがある。これはまあ国家公務員にも地方公務員にも皆あるわけですね。その宣誓義務、そういうことでも、何も今更そんなことはわかり切つたことで、日本国民が日本国憲法に従うのは当り前のことだ、そんなことをする必要がないじやないか、そんなことをやらせば却つて卑屈な感じを与えて弊害が起るという理窟

になる、これはやはりそういうものではないと思ふので、そういうわかり切つたことであつても、やはり公務員は、特にわかり切つたことを、更に常に念頭に置いて、いやしくもその憲法や法律に違反するといふようなことが万が一にもあつてはならないという戒めのためにこういうことをやつておられるので、だからあなたといへども、宣誓義務というふうなものを否定はなさらないと思う。又あなたの前で多くの警察官が宣誓をやつておるのじやないかと思ふのです。その点は一つもう一度考え直して頂きたいと、こう思います。

それからその次に、先ほどの御陳述の中に、管区本部の必要といふものを非常に力説強調なさつた。この点が私ちよつと腑に落ちない。今日私もがまああなたは、失礼ですが、どこの県の公安委員をなさつておるか私ちよつと承知しませんけれども、私もが、あちこちちよつと換する限りにおいて、自治警の公安委員さんは勿論ですが、従来の都道府県の公安委員の方、或いは警察関係の直接警察をやつておられる関係の方々の話を聞かしても、殆んど大多数の人が管区本部といふものは要らないものだ、これは屋上屋を架するもので、全然要らん。無用の長物だと、極端に言へばそういうことがまあ私の知る限りでは常識になつてゐる。ところが、今あなたのお話を聞くと、非常にこれは必要不可欠のもので、これがなければ警察が動かないといふようなもののように伺う。その点についても一度あなたに、どうしてそこまで必要なのか、又これがこの行政整理或いはその他の関係で廢

止された場合には、府県警察といふものはもう二進も三進も動かなくなるものかどうか。その点お尋ねしておきたい。それから同時に、同じ点を大阪の公安委員長をやつておられる神宅さんにもお伺いしたい。

○公述人(土井彦一郎君) 只今前半のお話の、警察官の宣誓という意味につきましましては、秋山さんのお説の通りでありまして、決して私はこれを否定はいたしておりません。お説の通りだといふことをはつきり申上げておきます。

それから管区本部の問題でございますが、実は私自身も管区本部が屋上屋であるといふことは随處に聞いております。併し今日こうして私も不敏な者をこの席にお招きに与りました御趣旨は、体験者としての、自分たちの体験を率直に語らしめる機会を与えられたものと存じまして、世評に反対でございますが、自分の考えを率直に申上げた次第でございます。私は過去六カ年間公安委員長をいたしておりましたが、東京管区に属しておるのでございますが、この管区本部の必要といふことは非常に痛感いたしておりました。御承知の通り府県の公安委員会と申しましても、ただ神奈川県なら神奈川県、山梨県なら山梨県だけに割拠しておるような場合には、どうも警察の仕事といふものは、府県のほかにやはり国家的な性格を多分に持つておるもので、どういたしましても高い見地から、広い視野から私どもが警察事業一般を知ることによつて、府県の警察も円滑に行へることだ、こう信じておりますために、管区本部によりまして私どもが受けております利益といふものは非

常に大だと、私はそう考えております。ただ私の体験を率直に謙虚な気持ちで申上げた次第でございます。以上であります。

○公述人(神宅寛壽君) 現行法における管区本部の必要があるかないかという点であります。私の承知しておりますところによりますと、管区本部をこしらへましたのは、軍隊なきあと日本の治安を守るものは警察だけであつたのであります。警察だけでやりますときに、ばら／＼の警察だけでは困るやうに、六個の管区本部ができたところから考へるのには、管区本部の構成上の仕事といたしましては、国家地方警察本部の所掌する行政官に属する事務の分掌だけでありまして、運営管理の面には管区本部は口ばしを入れないことになつております。現行警察法の二条には、警察管理を運営管理と行政官に明らかに区別せられておりまして、運営管理に属する事項は、国家地方警察の方面におきまして、都道府県公安委員会の指揮下で、都道府県公安委員会の管理下で都道府県警察がせられるのであります。自治体警察におきましては、自治体の公安委員会が行政官並びに運営管理をするのであります。管区本部がこの運営管理の面に干渉をしないといふことになつたのであります。そうしますと、現在のやうに保安隊のある事態から言いますと、政治的に言ひましても、非常事態の問題を処理する場合のことから考へましても、管区本部はなくてはならないと考へるのであります。都道府県の行政事務、或いは非常事態に対処するための警察の統合計画の立案及び実施

に関する事項、これが管区本部の仕事でありますので、かようなものは要らない、現に管区本部がどういふことを實際おやりになつておるかの実情は私よく知りませんが、衆議院の本警察法の改正法案が出ましたときに、国家地方警察本部の総務部長栗田さんの名において、管区本部を必要とする事例といふものが出されておるようであります。これによりますと、管区本部は革命的勢力の活動の内偵の指示、騒擾事件に対する措置の指令、智能犯及び兇行犯の捜査、検挙に関する指揮等の具体的事例をお書きになつておるのであります。かようなことを現在の管区本部がおやりになつておるということになりましたら、私は管区本部は行き過ぎであると思ふのであります。管区本部といふものは、かような運営管理の面に關してはタッチしないのが法律の建前になつております。府県公安委員会若しくは市町村公安委員会が運営管理を司るのです。それにもかかわらず、この幾多の事例の中にはさうなことが規定されておるのであります。管区本部を管区警察局として一部の機構は縮小されましたけれども、置く場所は二カ所所置したのであります。これは裁判所の関係の高等裁判所、高等検察庁と同数のものになつておるのであります。政府は改正の目的の一つとして、経費の節減を上げておられるのであります。管区本部は屋上屋を架した存在としてなお且つ必要だといふのは私は理解できません。曾つての内務省警察の場合でも府県単位の警察だけでありまして、管区本部或いは管区警察局なるものの存在はなかつたのであります。それで治安は十

分に維持されておつたのであります。屋上屋を架するような人のための制度をこしらえますと、何かの仕事をなさるのであります。第一戦で働く警察官から言いますと、警察庁本庁からのい／＼な指示もありましようし、管区警察局長からのい／＼な御注文もありましよう。さうなことで事務は非常に煩雑になるだけでありまして、内務省警察時代より通信関係からいいますと、交通関係からいいますと、非常な完備されておる現代に、管区警察局長は全く私は無用の長物でありますし、経費節減の一つの目的としてなされるという警察法の改正には全く相反する制度だと、かように考えるのであります。

○秋山長造君 今の大阪の公安委員長のお話で私もちよつと気付いたことがあるのですが、先ほど土井さんのお述べになつた、管区本部の必要理由として幾々お述べになつた内容は、今、神宅さんのおつしやつた中の、主として運営管理に属する問題であるようにあります。で行政管理的点についてはこれはいわば極く事務的な問題が主たる内容である。そういう事務的な問題にのみ管区本部というものが関与するといふのが、これは警察法の建前だつたわけなんです。にもかからず土井さんのお話では、本来府県の公安委員、言葉を換えて言えばあなた自身がおやりのなるべき運営管理について、上のほうから、管区本部或いは国警本部というふうな上からの指示なり何なり全面的に頼られて、そうしてそれがなければ警察が二進も三進も行かないというふうなお考え方なり御説明というものは、実際の運用のこの便宜

とか都合とかいうことは論外として、少くともこの公安委員会制度の建前なり或いは現行警察法の建前なりから言へば、公安委員みずから、みずからの権限を放棄して、他にこれを委任しておるといふような譲りや免れないのじやないかというように私は疑わざるを得ないのでありますが、その点は如何ですか。

○公述人(土井彦一郎君) 只今、秋山委員の御質問でございますが、管区本部は私どもの公安委員会の運営管理には絶対に關与いたしておりません。私どもはただ管区本部の先ほどいふいろいろな職務と申しますか、任務というふうなものを申しました中に一つもそういうことは申してないものであります。例えば大規模な災害時の緊急対策として、どうも数府県に亘る大規模な災害の発生したような場合に、地方との連絡を待たず、現地において自主的に事を処理しなければならぬ場合に、一々この中央の指示を仰いでおりますと、事が機宜を失するやうな場合に、急遽且つ計画的に事をやらなければならぬ場合に、管区本部の必要があるといふことをさつき申述べました。又警察通信のセンターというやうな意味で本部の必要をさつき申上げたのであります。通信網の必要なことは、警察にはこれはもう必要で、情報なくして警察の完全なる職務は行えないといふことは申すまでもないのであります。さういふ関係で、この点においてこの大きな働きを管区本部がいたしておるのであります。又関係機関としての連絡協調の場合におきましても、いろいろ或いは高等検察庁或いはその他の機関のほうとのい／＼な場合において

てそういうものとの連絡協調に管区本部が當つております。殊に私が先ほどお耳障りになつたかも知れませんが、最後に私も公安委員といたしまして、連絡協調をとる上において非常に大きな利益を得つたといふことをさつき申上げたのであります。決して運営管理、私どもの公安委員の固有の事務の内容については一歩も障つておりませんし、又私どももその場合にはつきりお断りするだけの決意は絶えず持つておるのであります。たださういつたやうな数府県に亘りますやうな会議のやうな場合に管区本部が音頭をとつてくれまして、公安委員の連絡協調の場合においてこれは輝しい成果を私は収めてくれておるだらうと思ふのであります。ただ、只今の運営管理に携つておる公安委員がそういうものの中に依存して自己の職責を放棄しておるのじやないかというお尋ねでございますが、決してさうでないといふことを申し上げておきます。ただ最後のその点を特に私は感謝して申し上げたいと思ふ次第であります。

○秋山長造君 おつしやるお気持はよくわかりました。結局連絡協調といふやうな点でまあ誰かが音頭をとつてくれなければいかん、そういう場合に管区本部があれば非常に便利だといふお話なんです、まあその程度なら私もよくわかつたつもりです。で、さういふと、仮にこの経費の節減という今度の警察改革の一つの大きい原則があらうと、これは何事によらずですが、できるだけ中間的な機関を省くなり或いは極力簡素化するなりして、さうしてさういふ中間面の経費を浮すといふこ

とがこれはもう常識だらうと思ふ。さうなりますと、今おつしやつたやうな連絡協調なりい／＼の会議をやるといふやうな場合の音頭をとるといふやうな程度のものならば、むしろやはり経費の節減といふ大原則のほうを、我々どちらを選ぶかといへば、経費の節減という面を私どもは選んでさう差支えないのじやないかといふように考えるのであります。で連絡協調といふやうな点については、全国の公安委員会の連絡協議会といふやうなものもございます。又管区ごとにもブロック別にさういふものもあるだらうと思ふのです。又隣りの県との連絡調整といふやうなことも不斷にこれはおやりになる途は又あると思ふ。でさういふ点で何とか経費の節減という要求に應えることはできるのじやないかといふように私は考えます。特に日本の従来の警察は非常に幹部が多過ぎた一線で働く兵隊が非常に少いといふところから、経費がかかり過ぎるということが言われておつたのですから、さういふ面から言つて、管区本部といふやうなものは殆んど幹部だらうと思ふのです。平の兵隊といふものは余り要らないのですから、直接警邏をやるわけじやないし、何にも必要ないのですから、だからやはり管区本部といふものの存在理由といふものは非常に小さくなるのじやないか、又小さくていいのじやないかといふように私は考えるのですが、その点は如何ですか。

○公述人(土井彦一郎君) 管区本部の必要な点につきまして、私の考えと秋山先生のお考えとどうも少し違ふやうに存するのではありませんが、私は先ほど申しましたほかに、或いは公職選挙法の取締についての一つの中央機関としても必要じやないかと思ふのであります。現在政治の情勢が非常に中央集権的のさういふやうな傾きを持つておりますときに、選挙の際に一々中央から指令が出るやうな場合にも、これは非常にそこに政治的に問題が起るのじやないかと存じます。又取締の場合におきましても、どうも中央からすべてのことをやるよりも、数管区に跨る管区がそれに當る、或いはさういつたものについて当ると申せば、又運営管理といふお叱りを受けるかも知れませんが、さういつた面の連絡を、公安委員会の本質的機能を十分發揮さすべく私どもにいろ／＼な材料或いは資料とか、さういふものを提供してくれるといふ意味におきましても、私は大変必要じやないか、これはそれにとどまりませう、その他各ブロックごとに特殊のいろ／＼な社会情勢がございますし、やはり私どもの警察はその特殊の社会情勢に対応した警察でなければならぬ。警察じやないかと私はこう存じております。さういふ意味で隣県の情勢を絶えず私どもに連絡をとつてくれますやうな意味においても、大変私は大きな仕事をやるのじやないかと思つております。ただ経費の節減といふやうなお話でございますが、これは一言もございませうが、又そのほかに何か方法があるのじやないかと思ふのであります。管区本部はなるべく縮小せず置いておいて頂きたいという私の念願でございます。

○秋山長造君 その点はどうも又ちよつとわからなくなつたのですけれども、これは水掛論になりますからやめておきますが、ただ願くは選挙の取締

とか何とかいうようなお話もありましたが、これは申すまでもなく運営管理で、公安委員会が責任を持つてやるべきもので、管区本部にとにかく指示を受けるべき性質のものではない。ところが従来管区本部からそういういろいろな指示なんか流れておるといふことも私は聞いておるのですが、そういう点は一いつきり使い分けして考えられ、又区別して一いつ行動して頂きたい、こう思います。

それから次に神奈川県議長の議長さんによつてお尋ねをしたいと思います。府県を完全自治体を持つて行こう、従つて知事官選等の動きに対しては絶対反対だ、この御趣旨は私も全然同感なんです。ただ問題は今我々の前に提供されておるこの新しい警察法が果してあなたの期待しておられるような、又おつしやつておられるような府県の完全自治警察であるかどうかということ。がやはりポイントになると思う。その点について私お尋ねしたいのですが、例えば警察なんかのような特に権力を扱う仕事ですから、最も重要なポイントとは人事権の所在がどこにあるかというところだろうと思う。その点について府県の警察とは言いながら、従来の警察法ではつきり自治警察と謳われておつたけれども、今度の警察法にはどこにも……、ただ犬養さんが提案説明で自治警察だというような意味のことをおつしやつただけで、この法律の中にはどこにも府県の自治警察というところとは書いてない。その点について先ず私は不安を持つ。

それから第二は今の人事権の問題ですが、府県警察を實質的に指揮監督してゆくところの最高のポストに座る警

察本部長の任免権というものが地方にないのです。まあ「道府県公安委員会の同意を得て」ということを修正で衆議院が挿入しましたけれども、併しこれはいわばアクセサリーなんです。また大任免権は中央にある、こう断言して間違いない。そうなりますと、中央によつて任免されるところの、而も国家公務員であるところの府県本部長が更に部下の警察官を指揮監督をして行く、こういう人事の面一つとつてみても、中央からずつと一筋に線が通つてゐるのです。で、こういう制度であつて、なお且つこれが府県自治警察であるかどうか、又完全府県自治警察であるかどうかを常に主張し推進しておられるあなたの方の立場からお考へになつて、それで満足であるかどうかというのを先ずお尋ねしたい。

○公述人(松岡正三君) 只今の秋山委員の御質問にお答えいたします。我々といひましては、年来府県単位の自治体警察というのを主張して参つたわけでありまして、たゞ／＼私地方制度調査会の委員といひまして、行政、財政の審議の過程の中においてもこの点を強調して参つたわけでございます。その過程の中におきましては、いろいろ／＼な問題が全国議院の中でも起つたわけでございます。併しなから現実の問題といひまして、当初我々としては府県の自主性を確立するために、少くとも身分は全部地方公務員にしてもらいたい、又そうあるべきだ、こういうことの主張を続けて参つたわけでございます。然るところで我々が地方制度調査会の委員として入り、全国議院を果次に亘つて開催をいたしまして協議いたしました行く場

合に、政府のこれらの問題に対する考へ方、これらを考えるときに縦横の連絡、或いは警察という特殊の機能からして、この程度でどうしても行くよりほかない、又現在の段階ではこれ以外に方法はないのじやないか、かような観点に立ちまして、同意という問題は我々としては一応この線です承しておるわけでございますが、でき得るならばこの点は人事権という問題は府県公安委員会に持たしてもらいたい。併しそれじやできないという観点に立つ場合にはこれで止むを得ないのじやないか、かような考へを今持つておるわけでございます。以上でよろしうございませう。

○秋山長造君 そうすると、議長さんはやはり完全自治警察というこの本来の目標からは大分はずれてゐるけれども、今そんなことを言つてみてもなかなか国会を通りそうにないから、まあこの程度で一応止むを得ないものとして我慢すると、こういうことなんですか。

○公述人(松岡正三君) 只今の御質疑にお答えいたします。私は今度の警察法の中に、私から申し上げるまでもなく、三十六条でございまして、あの府県警察が運営管理と行政の管理を持つ以上、この中におきまして十分その役目を果し得られる、かように考へております。

○秋山長造君 更にもう一つ伺いたいのですが、あなたの方はやはり県大事です。それから、県会議長をなさつておるのでも、どうしても神奈川県を第一にすべからざる警察というものはこれは私もよくわかります。それはよくわかりますが、その神奈川県警察というものは今度できるわけですが、而もそれは本来の自治警察、完全な自治警察という理想からは大分外れてゐるけれども、まあ何がしか自治警察らしい要素も残しておくという程度のものか、やうなものであります。ただ府県として一番大きい問題は、やはり経費の問題だと思ふのです。予算の問題だと思ふのです。財政的な問題について全般的には今度の警察改革によつて、さつきお話をいたしましたように二十億とか三十億とか、何か四年間に九十億くらい節約になるというやうなことを政府のほうも説明しておられる。又あなたがたのほうもそれをそのまま信用してそう言つておられる。ところが私どもが現に地方の府県に行つて財政的な面をいろいろ聞いてみますと、どうもやはり今政府が考へておる財政計画で、あの程度の政府の財政的な手当では府県はどうしてもやつて行けない、警察費については、非常に負担が過重になつて来るという声を非常に聞かされるのです。その理由は私も細かい点はよくわからないのですけれども、従来例えば国のほうの平衡交付金なんかの考へ方にしても、実際自治警察では一人平均三十万或いは三十五万くらい使つてゐるのです。ところが国のほうでは一方的に一人について十八、九万くらいしかくれない、あてがい扶持でこれだけと言つても、そこにたちまち早十萬円から十五萬円くらいの開きが出て来るのです。そういう問題がやはり今度の改革によつて府県警察へも又持込まれるのではないかと、これが一つ。それからもう一つは従来府県のいわゆる警察というものを考えた場合に、成るほど予算面にはつきり警察

費として出ている費目というものは僅かでしょう。併しなから実際に府県がいろいろ／＼な名目で警察関係、国家警察についてです。国家警察の關係に府県が使わされて来た経費というものはとてもそんな小さなものではなかつたと思ふのです。従来といへども、ところが今度の警察の切替へによつて国のほうはそういう目に見えない金は一切目をつぶつて見えないのです。ところが府県のほうはやはり今まで以上に続けて行かなければならない。特に今度制度の切替へになりますと、御承知の通り初年度調升費というやうな性質のものからしてすでに臨時的な経費が非常にかかるといふことは火を見るよりも明らかであります。あれやこれやを考へます場合に、府県が自治警察と云つて喜んでおられるけれども、併し財政的な面でもたちまち手を挙げられるのではないかと、私は非常な心配を持つておるのですが、そういう点の見通しについてどういふふうにお考へになつておりますか。

○公述人(松岡正三君) 只今の秋山委員の御指摘にお答えいたします。仰せの問題では問題をあとに残しておるわけでございます。この問題につきましては、地方々々に対するしわ寄せの来ないやうに我々は希つておるわけでありまして、現在も国警の問題につきましては、たしかに底分の援助はいたしておるわけでございます。それから今度当然府県が負担しなければならぬ問題、これらの問題に對しましては皆様の助力によりまして、しわ寄せの来ないやうに、その点は確かに我々も存じておりますので、その点は御承願

費として出ている費目というものは僅かでしょう。併しなから実際に府県がいろいろ／＼な名目で警察関係、国家警察についてです。国家警察の關係に府県が使わされて来た経費というものはとてもそんな小さなものではなかつたと思ふのです。従来といへども、ところが今度の警察の切替へによつて国のほうはそういう目に見えない金は一切目をつぶつて見えないのです。ところが府県のほうはやはり今まで以上に続けて行かなければならない。特に今度制度の切替へになりますと、御承知の通り初年度調升費というやうな性質のものからしてすでに臨時的な経費が非常にかかるといふことは火を見るよりも明らかであります。あれやこれやを考へます場合に、府県が自治警察と云つて喜んでおられるけれども、併し財政的な面でもたちまち手を挙げられるのではないかと、私は非常な心配を持つておるのですが、そういう点の見通しについてどういふふうにお考へになつておりますか。

いたいと思います。

○秋山長造君 ども一人ばかりしやべつて恐縮ですけども、もうちよつと……。その点は更に現在の私の承知するところでは、都市警察等の自治警察の關係は余り警察費の密附というところをやつていない。ところが国警の關係になりますと、各府県とも大つびらにこれは県が負担すると言つても負担する義務はないのですから、法律の建前から言えば……。そういうこともありまして、いろ／＼な面からの治安關係に對する密附というものが相当これはある。恐らく国警當局としても今度制度の切替を機会にそういう警察に對する密附ということを抑えて行こうとなさるだらうと思う。そうすると、そういうものも又果のほうでも今度ははつきりと予算面に上つて負担にかかつて来るということが予想される。だからこれは大變だと思ふのです。県のほうはその点は一つ覚悟して頂きたいと思ふ。

それからもう一つは、やはり財政面についてお尋ねしたいのは、県の警察である以上は、いやくもその警察の予算關係というものは全部一応県の予算に組まなければならない。これはもう当然のことなんです。又県会はその算を通じて警察に對していろ／＼批判の機会を持たれるわけですから、ところが今度の警察法によりまして、大体は県の負担になつておりますけれども、併し国庫で支弁する費目がございます。そういうものは、これはどうも私はよくその点がわからないのですけれども、県の予算を通じないで国警本部から、警察庁から直接県会も県の手を通じないで、直接県の警察本部へ行くよ

うになつておるようです。そういうことになりまして、県の警察とは言いながら、その警察の予算というものが県の予算を通じて、或いは県会を通じて論議されるところの、扱われる予算というものは總体の予算の中の一部分に過ぎない、こういう点についてあなたはどういうふうにお考えになりますか。

○公述人(松岡正二君) 只今の問題でございますが、ただ単に警察費だけでなくして、他の部門にもこういう問題はあるわけでございます。問題はただ単に警察費の問題だけでなくして、土木の關係にしても、或いは衛生の關係にしても、それ／＼あるわけでございますが、只今秋山委員のお話では大部分が国家のほうであつて、一小部分がというのは逆でございますが、私は大部分が県のものであつて、一小部分が国から来る問題と、かように解釈いたすわけでございます。勿論国から来る問題につきましては、只今までの慣例からすれば県の審議の対象にいたしてあるわけでございます。十分これが問題につきましては我々として審議の対象にすべく努力する、又そういう工合に進めたい、かように考えております。

○秋山長造君 その点はちよつと議長誤解しておられるのじやないかと思ひます。私の言うのは、勿論義務教育の国庫負担金にしても、或いはいろ／＼な国庫の負担金、補助金であります。が、こういうものは併し一応県の会計に入つて、県の予算の中にやはりそういう適当な費目に上つて、そうして扱われるという手続になつておる。だから今まで国庫が負担し或いは国庫から補助するような金を県の予算を通じな

い、県の金庫を通じないで直接何か他へ、東京から直接金を送つて来るといふことはない。一応は国から出たものも県を通じて、又その適当なところ

に届けるようになっておる。ところが今度の警察法改正によつて三十七条でしたか、国庫が支弁する。都道府県警察に要する左に掲げる経費で政令で定めるものは、国庫が支弁する。こういう条文があるのです。これはそういう一般の負担金や補助金とは扱いが違ふのです。これは全然県には関係ない、県をつまり通じない、県の予算も通じないのです。だからどういふものが県の警察本部へ中央から来たかといふことは全然あなたがたはこれはつかまえられる機会が与えられない。そういうやり方で果して自治警察と言へるか。どうか。又現在の財政運営の責任を分担しておられるあなたの方のお立場としてそれでいいのかどうかといふことをお尋ねしておるわけです。

○公述人(松岡正二君) 勿論それでいいわけはございません。でき得べくんば県会自体の審議の中に織込むことが当然であり、又そうあつて欲しいといふことを考えております。

○伊能芳雄君 土井さんに少し伺いたいと思ひます。公安委員は、国家公安委員といわず府県の公安委員といわす、資格制限が現在においては非常に厳重なものであります。これは憲法の精神から言へば必ずしも適當ではなかつたのであります。が、こういう運営についてできるだけ素人の国民全般の常識によつてやろうという民主的な精神を打込みたいためにやつたものかと思ふ。今回の政府提案ではこれを大分緩和しました。更に衆議院修正におき

ましては一層これを緩和しておりますが、この資格制限についての御見解を承わりたいと思ひます。

○公述人(土井一郎君) 只今の御質問の趣旨は誠に私も非常に重大視しておる点でございます。公安委員の資格制限といふことにつきましては、警察法が当初できました当時は非常に厳重な限界を定めておつたのであります。が、前年の改正によりまして、一般官吏であつても十カ年を経過した者は資格があるといふことになつたのであります。今度の政府の原案で見ますと、なおそれが多分に緩和されておるようでございますが、どうもこの点につきましてはは員どもの屬しておりまする国公連の考え方、国公連の中に警察制度審議会といふものがあります。が、その考え方を率直に申し上げますと、成るべく資格は余り緩和しないで欲しい、資格を緩和することは公安委員会本来の性格に支障を起すべきものであるといふ見解を持つておるわけでありまして、その点は、只今の御質問の御趣旨の通りの考えを私も持つておる。といふことを申し上げておきます。

○伊能芳雄君 今回の衆議院修正におきまして、五大都市の解消を一年延期といふことになりましたが、土井さんは直接もすぐお扱いにならなければならぬのですが、若し法律が決定いたしますと、すぐ問題になるのは、この衆議院修正通りで行きますと、非常に妙な恰好になると思ふのは、横濱は来年七月に解消され、お隣の川崎或いは横須賀というやうな大きな所はこの七月にすぐ解消になる、こういうやうなことにしてどんなお考えをお持ちですか、御見解を承わりたいと思ひ

ます。

○公述人(土井一郎君) 只今御質問の御趣旨は私もやはり大きな疑いを持つて一人であります。本来の理論から申し上げますれば、このどつちかはつきりすべきものじやないかといふやうな考えを持つております。ただ私どもの力の及ばない政治上のいろいろな悪く言えば駆け引きと申しますか、そういうつたやうな政治上の一つの交渉の結果、こういう面において打開の途を見出したというようにしか私どもは考えられませんが、従つてこの点につきましては、私ども自身といたしましては疑いを持つていふことを申し上げます。

○伊能芳雄君 衆議院修正の一つの大きな理由が事務的その他いろ／＼な技術的な問題に間に合わないだらう、大分これは当初よりも法案の審議が遅れて来ましたので、本来予定せられたよりもつとずれて来ます。そういう關係で間に合わないだらうといふことが一つの大きな理由になるのであります。が、あなたの神奈川県公安委員の場合においては、横濱を接収するとして、どのくらいの期間があつたら準備が間に合いますか。今すぐここで予想するのが困難であれば、大体のめどといひましようか、極く大ざつぱなところで結構ですが、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○公述人(土井一郎君) 只今御質問の御趣旨の点でございますが、一年延期になりましたことによつて却つて事態が私どものほうは複雑になるということになるのであります。が、決して間に合わないといふことは私は絶対にない、神奈川県の場合はそう考えてお

ります。若しも衆議院なり或いは参議院の御決議が、六月を以て全部の解消となりましても、神奈川県の場合におきましては、はつきり間に合うということをお答えしたいと思います。

○伊能芳雄君 吉見さんにお伺いしたいと思います。先ほど本法案に反対だと言われた理由の一つに、今の駐在調査が非常に犯罪検査などに無能力だ、だからいかん、こういうような御意見が一つあつたと思うのですが、そうすると自治警にすれば駐在調査がもつと能率が上るというように裏面的には言われるわけですか。この点伺いたいと思います。

○公述人(吉見一也君) その点はやはり改正につきましては、いろ／＼な意見はありましようけれども、その中に行政整理、人員の整理というようなことが非常に大きく謳つてある。人員の整理、或いは財政的な支出の節約というようなことが謳つてありますけれども、そういうことを考える前に、そういう無能力ということとは、これは個人の問題かも知れませんが、たつた一人か二人というような問題もありますから、そういう点を考える必要があるという意味で申上げたのであります。

○伊能芳雄君　そうすると、今の駐在
 巡查が余り犯罪検査などの能力がない
 ということは、別に本法案の賛否には
 関係がない問題だ、こう解しているの
 ですか。

○公述人（吉見一也君） 關係は出て来ると思います。人員整理ということについて、結果この法案を実施するについては三万人、四万人の警察官を整理するということが一応主要内容をなし

ておると思います。そういう意味で、然らば現在町村に一人しかおらんものを二名にすれば、これは或いは殖えることになるが、そういう意味です。

○伊能芳雄君　私どもは少しくとも今の点については、三万人を浮かす問題ではなく、大きな都市、それからそういうところの警察の本部というところの整理を狙っていると思うので、駐在巡査などを減らすということは私どもは到底考えられないことであり、この法案の

中でも恐らくそういうことは予想されないことだと思ふのです。ですから今度の行政改革といいますが、そういうものを含んだ意味のこの法案ではあります。そういう意味から反対であれば、私はこの反対の理由は全く無意味な反対だと、こういうように理解いたします。これでよろしゅうございますか。

○公述人(吉見一也君) それは問題をそれだけに限れば御意見の通りかも知れませんが、それで私は駐在巡查を廃止するとかしないとか申上げたことはありませんけれども、先ほどから問題になつておりますところの管区本部の人員を廃止するとか、或いはとにかく中央におるものを廃止するとかいうようなことは、主要な狙いであ

は自治警をやめたいというので、住民投票によつてやめた町村がありはしないか、自治警をやめたところがありはしないか。そういう町村におきまして、今まで民主的であつた警察が独善、非常に町村民に対して官僚的になり、その弊害が起つて来たというようなことをお聞きになつた例がありますか。或いはその点については別に何もお聞きになつていませんか、この点ちよつと伺いたい。

○公述人(言見一也君)　　そういうところ
ろはございませぬ。ここへ参ります前
の日に、たまた／＼自治警の人が見えま
していろんな話をしましたけれども、
詳細は聞きませんでした。自治警の
人は飽くまで残してもらいたいとい
うような意見だつた。これは私が最初
に申し上げましたように、とにかく私
自身も千十年前、或いは二十年くら
い前

に、警察或いは憲兵隊にものすごい取調べを受けたことがありますので、思想的な問題で……。警察というものの非常に反感は持っておりますけれど、現在とはにかく自治警というものも、できたことによつて大衆と警察との近親感が非常に殖えておるといふことを強調したいわけです。だからあえてこれを廃止する必要はないと思ひま

す。

○小林武治君 大阪市の公安委員のかたにちよつとお伺いしたいのですが、今度の衆議院の修正では、一カ年間だけ大阪市の警察を延期するということでは、今朝の大阪の市長のお話では、大した意味はない、従つてこれは無期延期にするなら意味はあるが、一年間くらいなら大した意味はないようなお話を聞いたのであります。この点について。

てあなたはどのようなふうにお考えになりますか。

○公述人(神宅賀壽恵君) 私は大体先
に申上げましたように、この改正案
全体を反対するものではありませんで、
その点を深く考えたことはありません
が、一年間延期するのでも、しないよ
りましだとも一応一面には見えるかも
知れない。併し、これは土井さんがお
つしやつたように、衆議院の各政党に
おけるいろ／＼な御事情からこういう

不徹底なものができたと思うのであります。五大市のような警察の規模から言いましても能力から言いましても、完全に独立した治安維持の責任関係がとれるものにつきましては、警察は独立して存在、永久に存在させたほうがいいんじゃないか。勿論五大都市だけに限りません、他の自治体につきましても治安維持の能力ありと自信し、その

規模なり何なりあるものは残さるべきものでありまして、一年間延期、五大都市に限つて一年間延期するというのはどうかとも考えるのでありますが、まだこの点に關しては私深く考えておりませんので、十分なお答えができません。いかも知れません。

○小林武治君　そうすると、まあこんな枝葉末節なことはいわばナンセンス

だ、こういうふうに御了解になつたというふうなに我々考えて差支えございませんか。

○公述人(神宅賀壽恵君) ナンセンスだとも考えませんが、まあ私のほうの市長が全国市長会を代表して述べたのでありましょうから、さようにおとまりを願つて結構だと思います。

○委員長(内村清次君) ほかにございませんか……ほかに御質問もなければ

これで公聴会を終り、散会したいと思
います。

公述人の方に申し上げます。どうも御
多用中長時間おの／＼有益な公述を頂
きまして、誠に有難うございました。
委員会の非常な審議の参考といたしま
す。有難うございました。

午後四時三十八分散会

五月二十日本委員会に左の事件を付託された、

午後四時三十八分散會

された、

一、市町村職員共済組合法案（予備審査のための付託は五月七日）

一、地方自治法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は五月十一日）

、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案（予備審査のための付託は四月二十八日）